

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年2月16日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型 3兆円を上限とします。 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型 3兆円を上限とします。 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型 3兆円を上限とします。 グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

これらを総称して「グローバルESGバランスファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」、「隔月分配型」の各ファンドを総称して「隔月分配型」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「ブルー・アース」とします。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

#### 信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき3兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

**（５）【申込手数料】**

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

**（６）【申込単位】**

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）

分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**（７）【申込期間】**

2023年2月17日から2024年2月19日まで

\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

**（９）【払込期日】**

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（１０）【払込取扱場所】**

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 1 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国（新興国を含みます。）の株式<sup>1</sup>、先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等<sup>2</sup>、米ドル建ての新興国国債等<sup>3</sup>、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券<sup>4</sup>を実質的な主要投資対象<sup>5</sup>とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

- 1 DR（預託証券）を含みます。DRはDepositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- 2 期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。
- 3 国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。
- 4 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（総称して「REIT」といいます。）、ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。なお、REITおよびETFを合わせて上場投資信託証券といえます。
- 5 「実質的な主要投資対象」とは、「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」、「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」、「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」、「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

「グローバルESGバランスファンド」は、分配頻度、為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。

- ・「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。
- ・「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### 信託金の限度額

信託金限度額は、各ファンドにつき1兆5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

#### < 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  <b>年2回</b>	<b>グローバル</b> <b>(日本を含む)</b>		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回  年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	日本  北米  欧州  アジア	<b>ファミリーファンド</b>	<b>あり</b> <b>(部分ヘッジ</b> <b>(高位))</b>
不動産投信	日々	オセアニア  中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))	その他 ( )	アフリカ  中近東 (中東)  エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  <b>年2回</b>  年4回	<b>グローバル (日本を含む)</b>  日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)  日々	北米  欧州  アジア  オセアニア	<b>ファミリーファンド</b>	あり ( )
不動産投信	その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ ・ファンズ	<b>なし</b>
<b>その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))</b>				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型）

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	<b>グローバル</b> <b>(日本を含む)</b>		
	年2回	日本		
	年4回	北米	<b>ファミリーファンド</b>	<b>あり</b> <b>(部分ヘッジ</b> <b>(高位))</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	<b>年6回</b> <b>(隔月)</b>	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(資産複合(株式、</b> <b>債券、不動産投信</b> <b>資産配分固定型))</b>		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型）

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
<b>追加型</b>	<b>内外</b>	その他資産 ( ) <b>資産複合</b>

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	<b>グローバル (日本を含む)</b>  日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	<b>年6回 (隔月)</b>  年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	<b>ファミリーファンド</b>	あり ( )
不動産投信	日々 その他 ( )	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	<b>なし</b>
<b>その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信 資産配分固定型))</b>		中近東 (中東)  エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分表定義 >

##### [ 投資対象資産による属性区分 ]

###### 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### [ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

##### [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## 〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## 〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

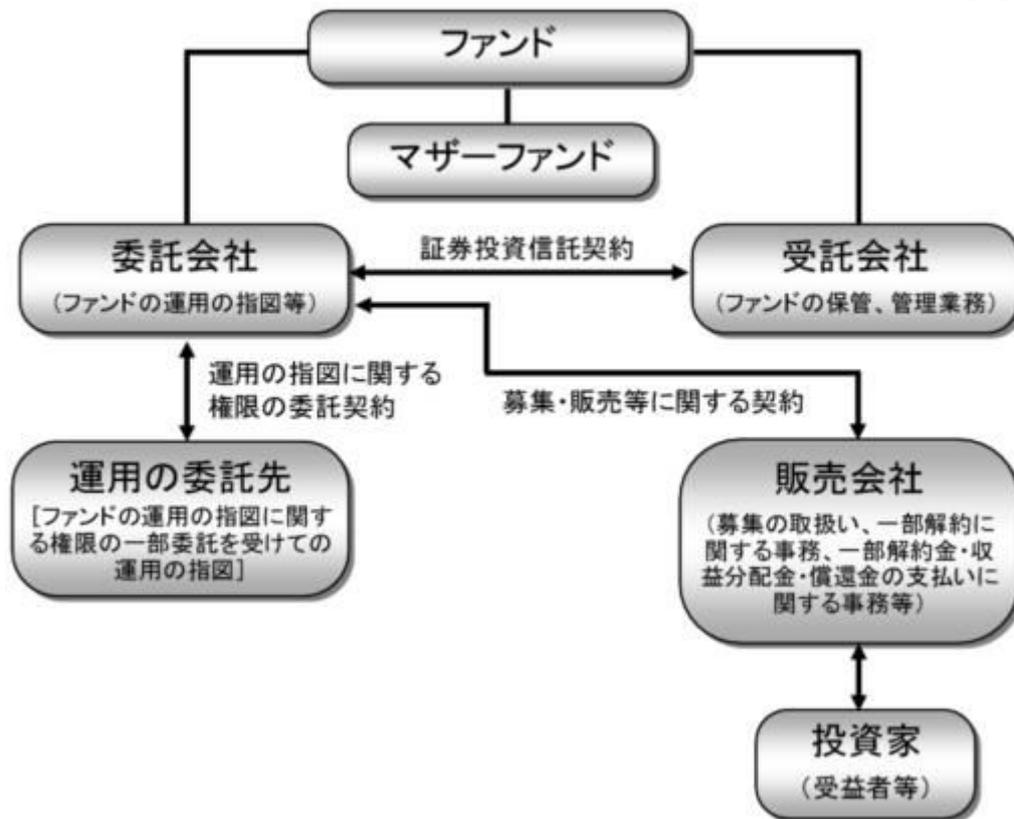
## 〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2)【ファンドの沿革】

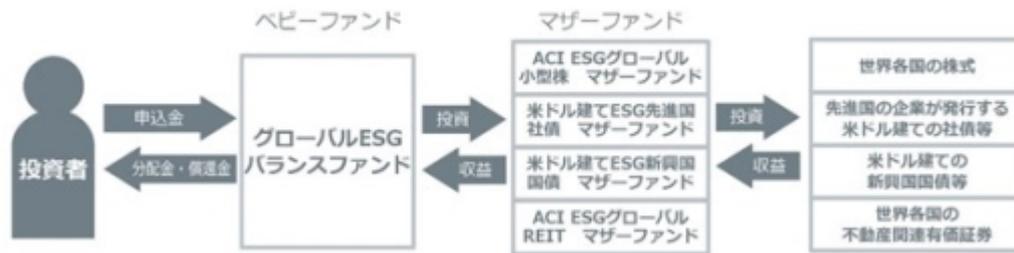
2020年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



ファンド	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジあり) 年2回決算型	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジなし) 年2回決算型	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジあり) 隔月分配型	グローバルESG バランスファンド (為替ヘッジなし) 隔月分配型
マザーファンド (親投資信託)	ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド 米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド 米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド ACI ESGグローバルREIT マザーファンド			
委託会社 (委託者)	野村アセットマネジメント株式会社			
受託会社 (受託者)	野村信託銀行株式会社			
運用の委託先	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク (American Century Investment Management, Inc.) ノムラ・アセット・マネジメント・U.K.・リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)			

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



委託会社の概況(2022年12月末現在)

- ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・資本金の額

17,180百万円

- ・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

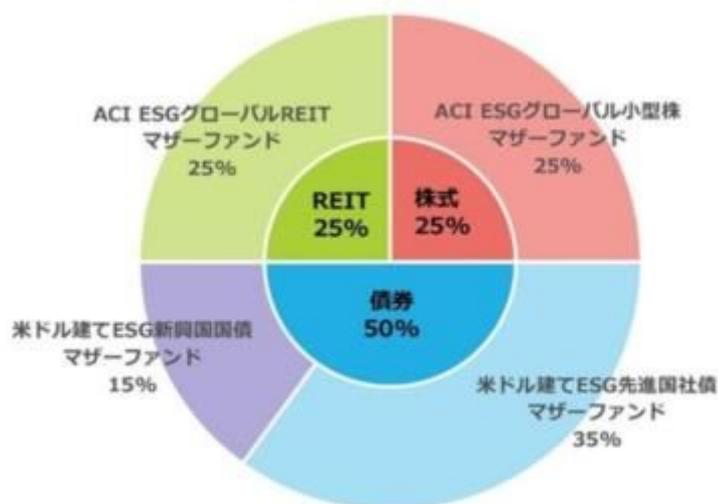
## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

「グローバルESGバランスファンド」は、分配頻度、為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。

各マザーファンドの運用にあたっては、ESG の観点から投資する銘柄を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とします。

ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。



「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。

「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

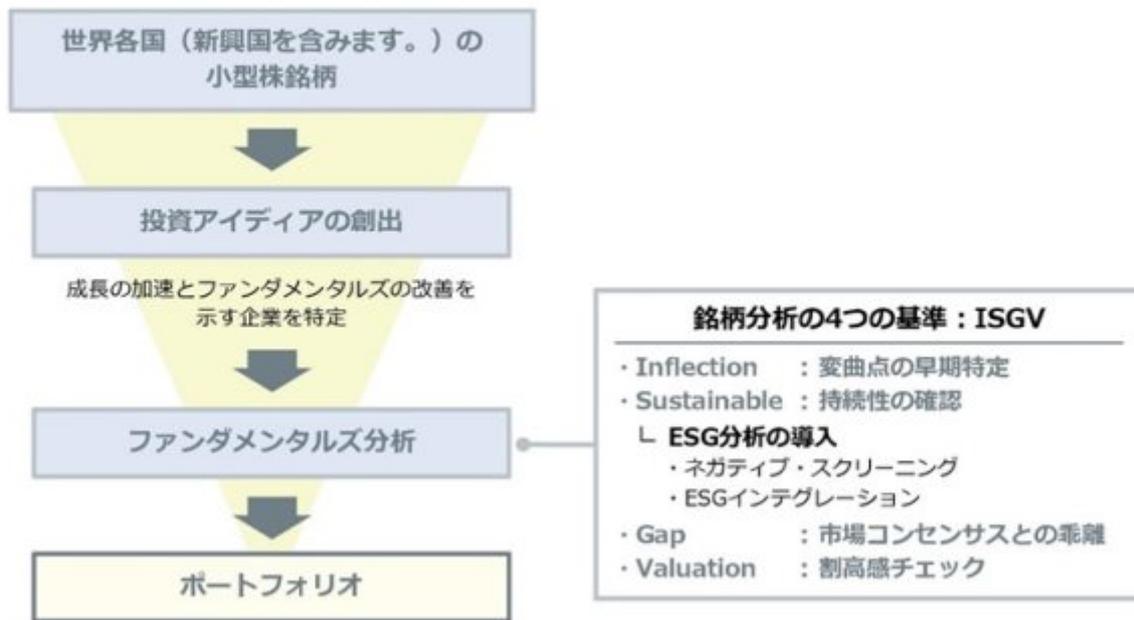
効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。

「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」について

- ・信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・組入銘柄の選定にあたっては、小型株のうち成長の持続性や株価バリュエーション等に着目した分析で上位に位置する銘柄に対し、ESG等の観点も加えた綿密なファンダメンタルズ分析を行いません。
- ・効率的な運用を行なうため、ETFを活用する場合があります。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ■投資プロセス■

運用プロセスに「ネガティブ・スクリーニング」と「ESG インテグレーション」を組み入れ、ESG 分析による成長の持続性を確認し、株価のダウンサイドリスクを抑制して銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」について

- ・ インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・ 先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。）（「米ドル建て先進国社債等」といいます。）を主要投資対象とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建て先進国社債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、クレジットアナリストによる定性評価、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。

- ・ 市場環境、流動性等を勘案して、米国国債等にも投資する場合があります。なお、米国国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

- ・ ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。
- ・ 銀行が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

## ■ 投資プロセス ■

投資対象となる企業や国の環境問題への取り組み等をスコア化して、評価の低い銘柄を除外する仕組み（ネガティブ・スクリーニング）を、運用プロセスに組み入れています。クレジットアナリストによる定性評価やファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」について

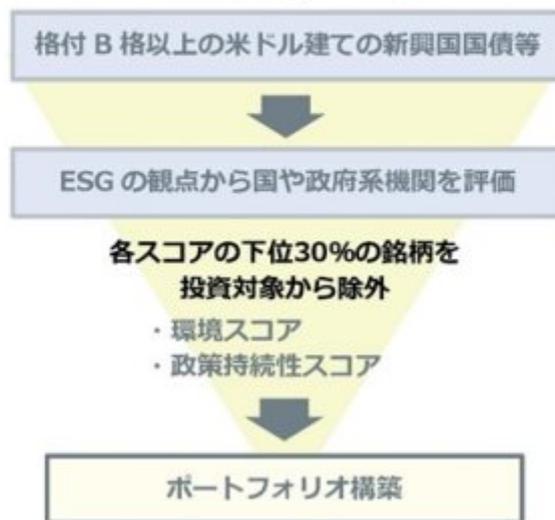
- ・ 安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・ 米ドル建ての新興国国債等（国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建ての新興国国債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、ファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

格付は、S&P、Moody 'sのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。

- ・ 市場環境、流動性等を勘案して、米国国債にも投資する場合があります。なお、米国国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
- ・ ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格相当以上とします。
- ・ 国債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

## ■投資プロセス■

投資対象となる企業や国の環境問題への取り組み等をスコア化して、評価の低い銘柄を除外する仕組み（ネガティブ・スクリーニング）を、運用プロセスに組み入れています。クレジットアナリストによる定性評価やファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」について

- ・ 高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・ 世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
- ・ REITへの投資にあたっては、サステナブル（持続的成長）テーマに着目し、成長力の高いグローバル・リートに投資を行ないます。
- ・ 組入銘柄の選定にあたっては、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせることでポートフォリオを構築します。個別銘柄の分析にあたってはESGの観点も加え、独自のESGテーマに沿う銘柄のみを投資候補銘柄とします。
- ・ 株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。
- ・ 効率的な運用を行なうため、不動産に関連するETFを活用する場合があります。
- ・ REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

## ■投資プロセス■

ファンド独自の4つのサステナブル（持続的成長）テーマに関連する銘柄を選定後、トップダウン・アプローチによる国・地域・セクター分析<sup>※1</sup>と、ボトムアップ・アプローチによるESG評価を含む個別銘柄分析<sup>※2</sup>を行ない、投資銘柄を選定します。

※1 世界各投資対象地域の経済、政策動向、為替相場、不動産市場の見通しなどを含みます。

※2 バリュエーション、アセットクオリティ、配当の安全性・安定性、収益力、バランスシートの健全性などを含みます。



「グローバルESGバランスファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。  
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

各マザーファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の委託先に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

	ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド
委託する範囲	株式等の運用の一部	不動産関連有価証券等の運用の一部
委託先名称	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク (American Century Investment Management, Inc.)	
委託先所在地	米国 ミズーリ州 カンザスシティ市	

	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド
委託する範囲	公社債等（ハイブリッド証券を含みます。）の運用の一部	国債等の運用の一部
委託先名称	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	
委託先所在地	英国 ロンドン市	

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

#### アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクについて

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクは、1958年にカンザスシティを本拠地として設立された運用会社です。長期的な視点でのアクティブ運用に定評があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド、米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド、米ドル建てESG新興国国債 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

### 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条及び第23条に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形
  - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
    - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
    - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
    - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

### 有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

( ) 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるACI ESGグローバル小型株 マザーファンド、米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド、米ドル建てESG新興国国債 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

( ) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

(参考) マザーファンドの概要

(ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

組入銘柄の選定にあたっては、小型株のうち成長の持続性や株価バリュエーション等に着目した分析で上位に位置する銘柄に対し、ESG等の観点も加えた綿密なファンダメンタルズ分析を行ないます。ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

効率的な運用を行なうため、ETFを活用する場合があります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク（American Century Investment Management, Inc.）に、当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド）

## 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1．基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

### 2．運用方法

#### （1）投資対象

先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（以下「ハイブリッド証券」といいます。）を含みます。）（以下「米ドル建て先進国社債等」

といたします。)を主要投資対象とします。なお、米国国債等にも投資する場合があります。

## (2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてBBB格相当以上の格付(格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)が付与されている米ドル建て先進国社債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、クレジットアナリストによる定性評価、ESG<sup>1</sup>評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

1 ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

市場環境、流動性等を勘案して、米国国債等にも投資する場合があります。なお、米国国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとしします。

ポートフォリオの平均デュレーション<sup>2</sup>は、原則として概ね6年~10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

2 投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。

銀行が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)に、当ファンドの公社債等(ハイブリッド証券を含みます。)の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド）

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

米ドル建ての新興国国債等（国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。）を主要投資対象とします。なお、米国内債にも投資する場合があります。

## (2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてB格相当以上の格付（格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建ての新興国国債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、ファンダメンタルズ分析、ESG 評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びGovernance（統治）の総称です。

市場環境、流動性等を勘案して、米国内債にも投資する場合があります。なお、米国内債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格相当以上とします。

国債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）に、当ファンドの国債等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したものに限りません。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## （ACI ESGグローバルREIT マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### （1）投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。

ファンドにおいて不動産関連有価証券とは、世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（以上を総称して「REIT」といいます。）ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。なお、REITおよびETFを合わせて上場投資信託証券といいます。

##### （2）投資態度

REITへの投資にあたっては、サステナブル（持続的成長）テーマに着目し、成長力の高いグローバル・リートに投資を行ないます。

組入銘柄の選定にあたっては、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせるポートフォリオを構築します。個別銘柄の分析にあたってはESGの観点も加え、独自のESGテーマに沿う銘柄のみを投資候補銘柄とします。

ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

株式への投資にあたっては、REITが転換したもまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動

産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

効率的な運用を行なうため、不動産に関連するETFを活用する場合があります。

REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク（American Century Investment Management, Inc.）に、当ファンドの不動産関連有価証券等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （3）投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

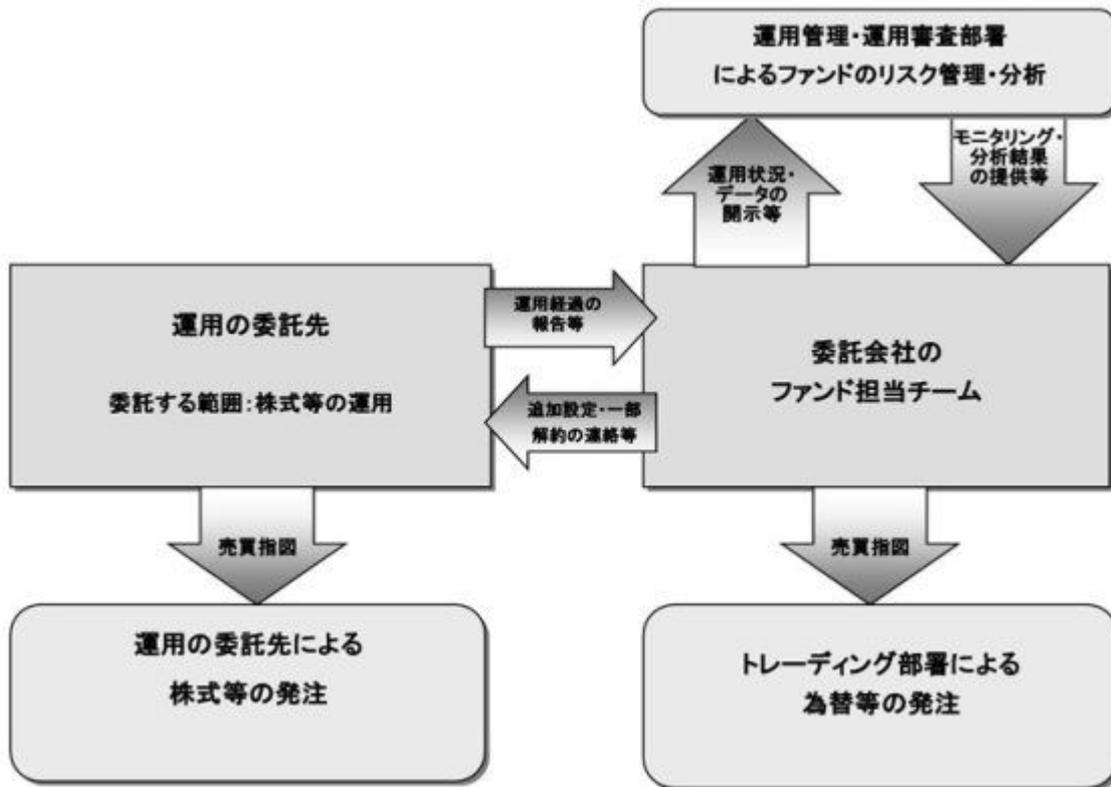
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### （3）【運用体制】

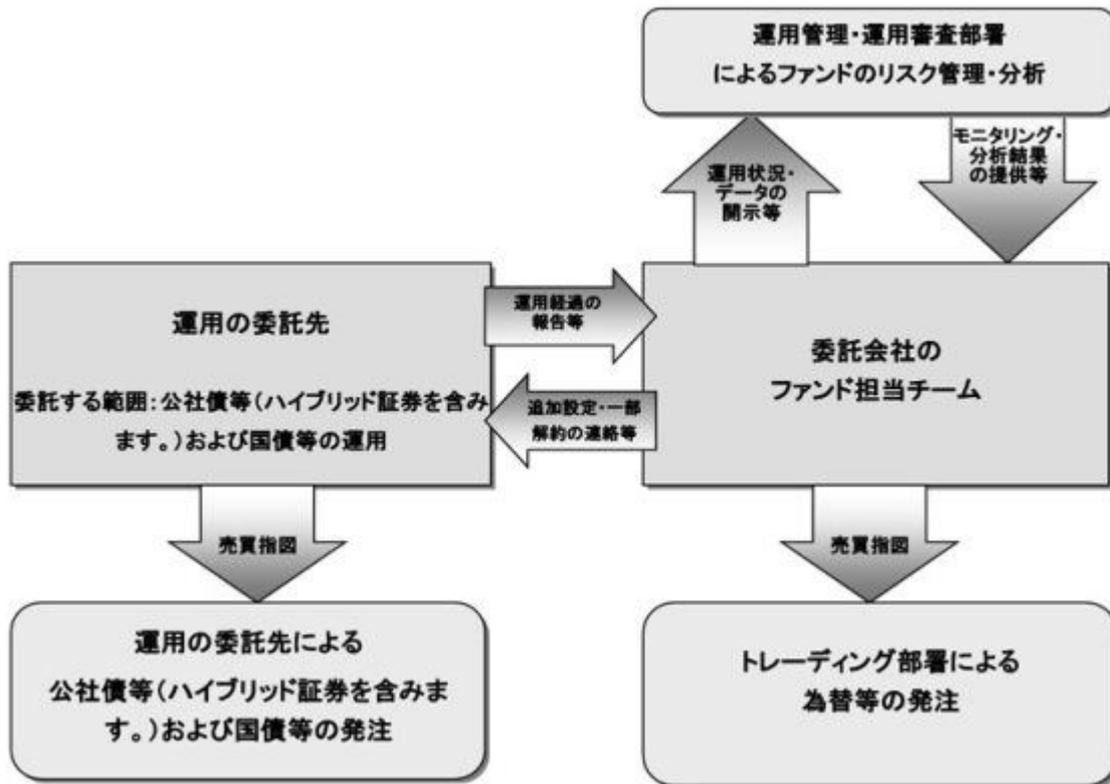
ファンドの運用体制は以下の通りです。

### 株式の運用体制



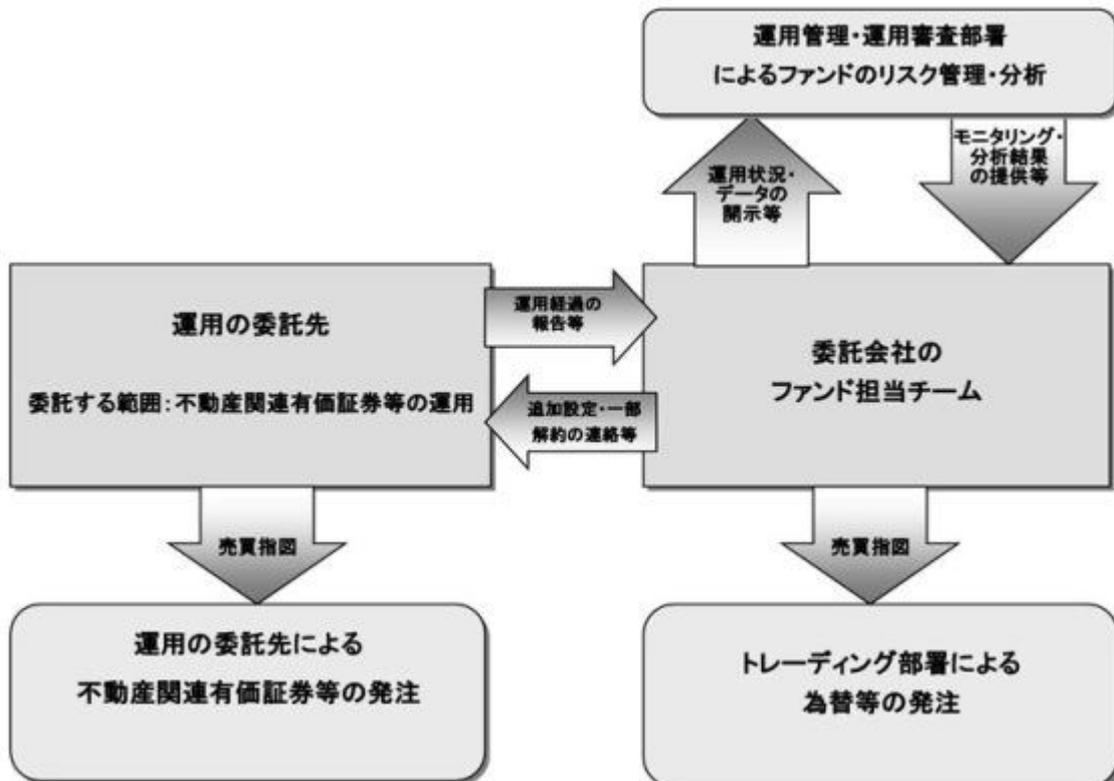
運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

## 債券の運用体制



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

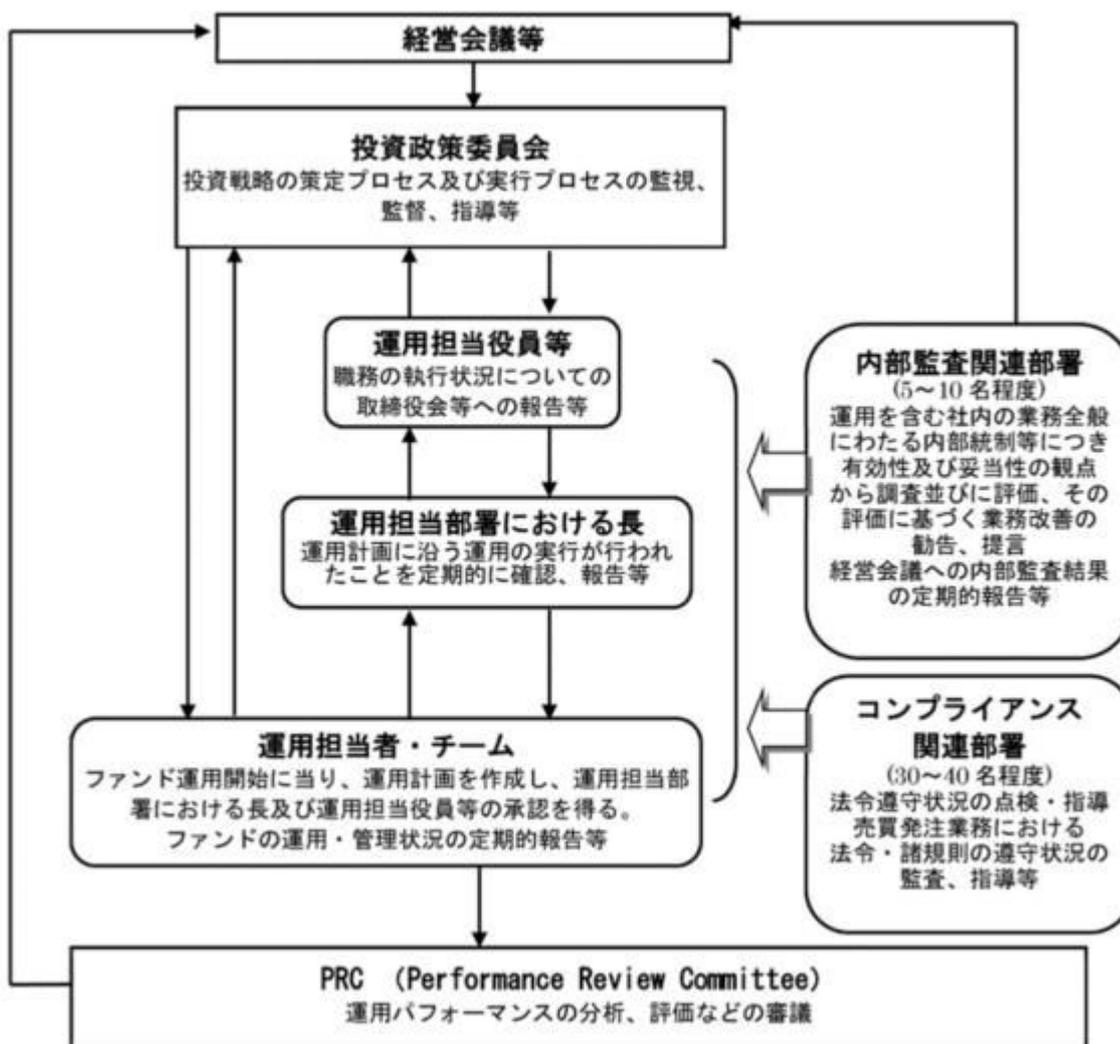
## REITの運用体制



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）

等の全額とします。

< 年2回決算型 >

収益分配金額は、上記 の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

< 隔月分配型 >

収益分配金額は、上記 の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等  
を中心に分配を行なうことを基本とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ない  
ます。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額  
について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

< 年2回決算型 >

原則として毎年5月および11月の各18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

< 隔月分配型 >

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日と  
します。

## ◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

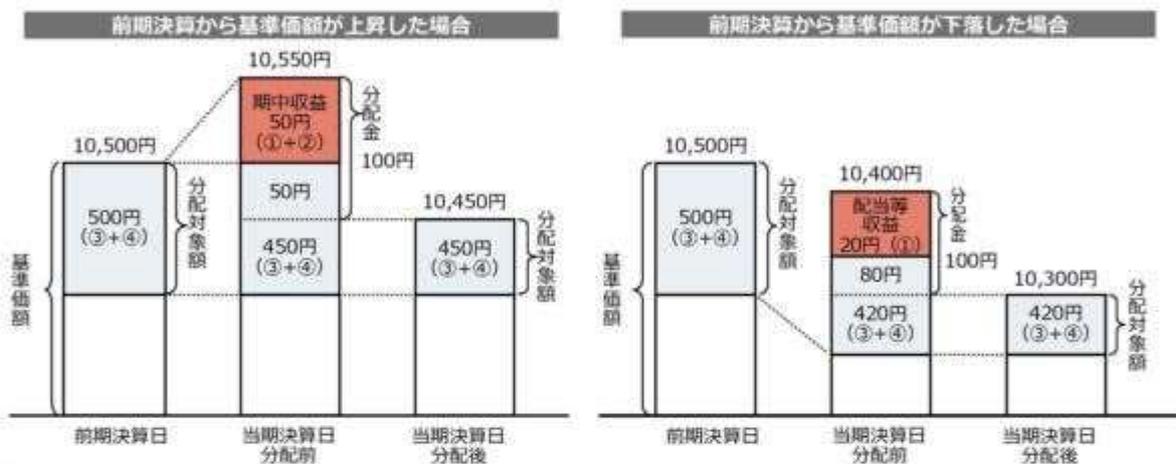


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

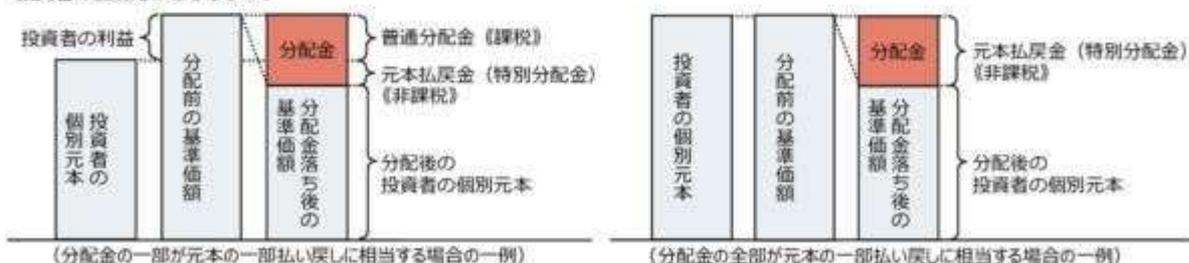
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

●投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## （５）【投資制限】

### 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 投資する株式等の範囲(信託約款)

- （ ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ）前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

### 信用取引の指図範囲（信託約款）

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- （ ）前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券

## 4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

## 先物取引等の運用指図(信託約款)

( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

## スワップ取引の運用指図(信託約款)

( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

( ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

( ) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## 公社債の借入れ(信託約款)

( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

す。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ( ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ( ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( ) 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- ( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( ) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( ) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [ 株価変動リスク ]

ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特に新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。またファンドは、小型株を中心に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

#### [ REITの価格変動リスク ]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国のREITの価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、モーゲージREITについては、組入れている不動産ローン担保証券等の価格変動や、組入れている証券を裏付けにしたレバレッジ運用の影響により、一般的なREITに比べ、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。

#### [ 債券価格変動リスク ]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ハイブリッド証券については、一般的に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。

#### [ 為替変動リスク ]

「（為替ヘッジなし）年2回決算型」および「（為替ヘッジなし）隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「（為替ヘッジあり）年2回決算型」および「（為替ヘッジあり）隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。なお、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合があり、為替変動の影響を直接的に受けることとなります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ハイブリッド証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。

ハイブリッド証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行ないません。

今後、ハイブリッド証券市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドは、大型株に比べ相対的に市場の流動性が低い小型株を中心に実質的に投資を行ないませんので、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に証券を売買できない場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

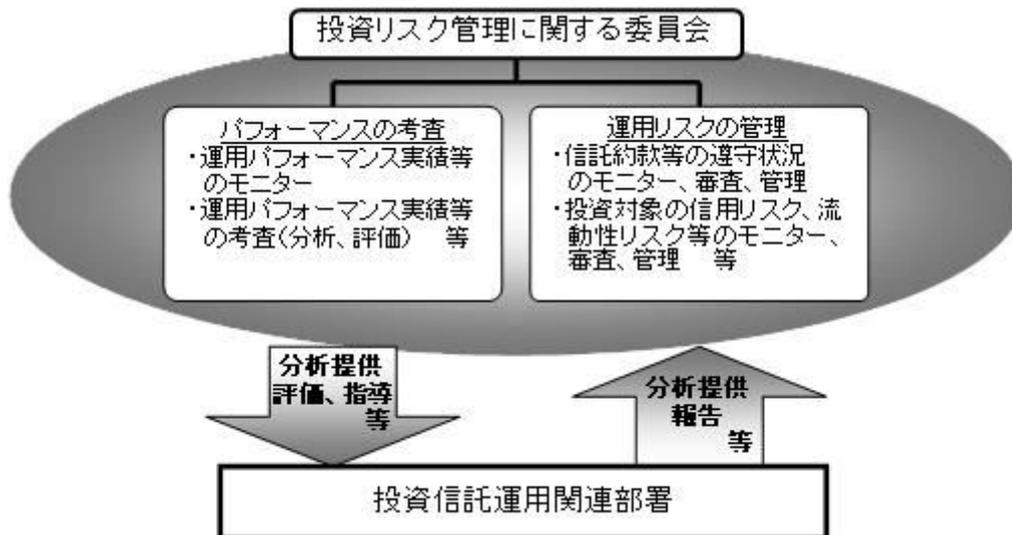
#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### 流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。



# 投資リスク

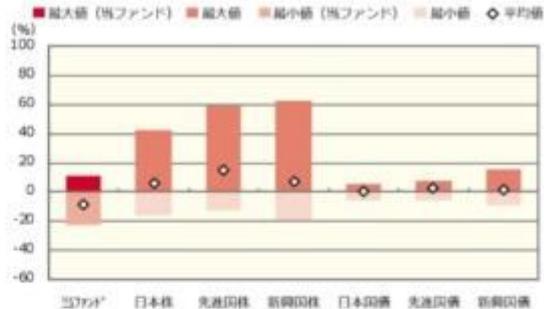
## ■ リスクの定量的比較 (2018年1月末～2022年12月末：月次)

### Ⅰ (為替ヘッジあり) 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	11.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 22.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 8.4	6.5	14.7	7.3	△ 0.1	2.9	1.8

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2021年11月から2022年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

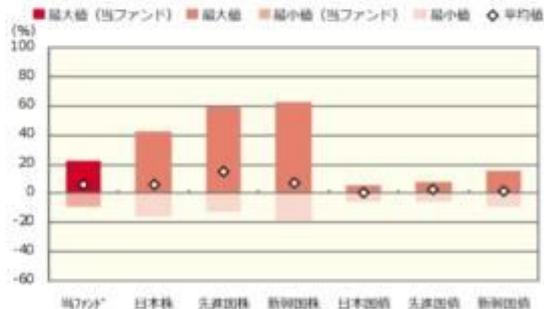
- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年1月から2022年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2022年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### Ⅱ (為替ヘッジなし) 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	22.3	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 9.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	6.2	6.5	14.7	7.3	△ 0.1	2.9	1.8

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2021年11月から2022年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年1月から2022年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2022年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



# 投資リスク

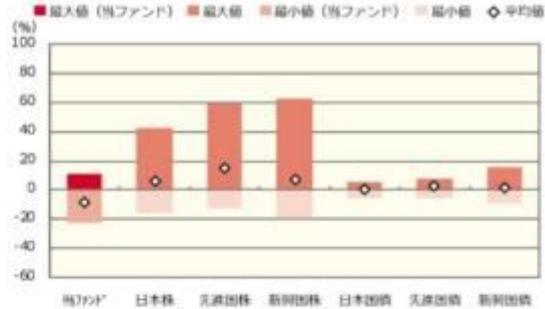
## I (為替ヘッジあり) 隔月分配型

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年1月 2018年12月 2019年12月 2020年12月 2021年12月 2022年12月

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	11.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 22.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	△ 8.5	6.5	14.7	7.3	△ 0.1	2.9	1.8

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2021年11月から2022年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年1月から2022年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2022年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

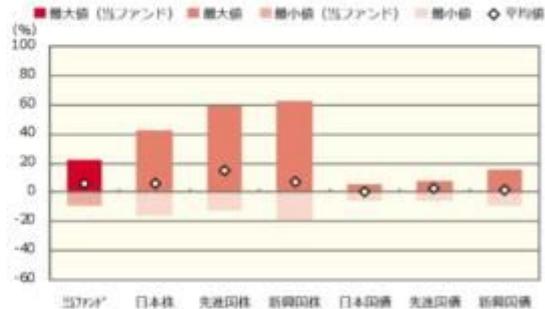
## I (為替ヘッジなし) 隔月分配型

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年1月 2018年12月 2019年12月 2020年12月 2021年12月 2022年12月

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	22.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 9.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 9.4
平均値 (%)	6.4	6.5	14.7	7.3	△ 0.1	2.9	1.8

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2021年11月から2022年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年1月から2022年12月の5年間（当ファンドは2021年11月から2022年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



## 投資リスク

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を兼ねてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると思われる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当

する率）（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年1.705%（税抜年1.55%）
-------	-------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
< 委託会社 > ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.75%
< 販売会社 > 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.75%
< 受託会社 > ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%

### 運用の委託先の報酬

マザーファンド（１）の運用の委託先である（２）が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に以下の率（３）を乗じて得た額とします。

（注）上記の文中 1、 2、 3については、下記の表よりそれぞれあてはめてお読みください。

1	2	3
ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	アメリカン・センチュリー・	年0.700%

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	インベストメント・ マネジメント・インク	年0.450%
米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	ノムラ・アセット・マネジメント	年0.435%
米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド	U.K. リミテッド	年0.170%

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たり換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに

限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金（解約）時および償還時の課税について

##### [ 個人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

##### [ 法人の投資家の場合 ]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

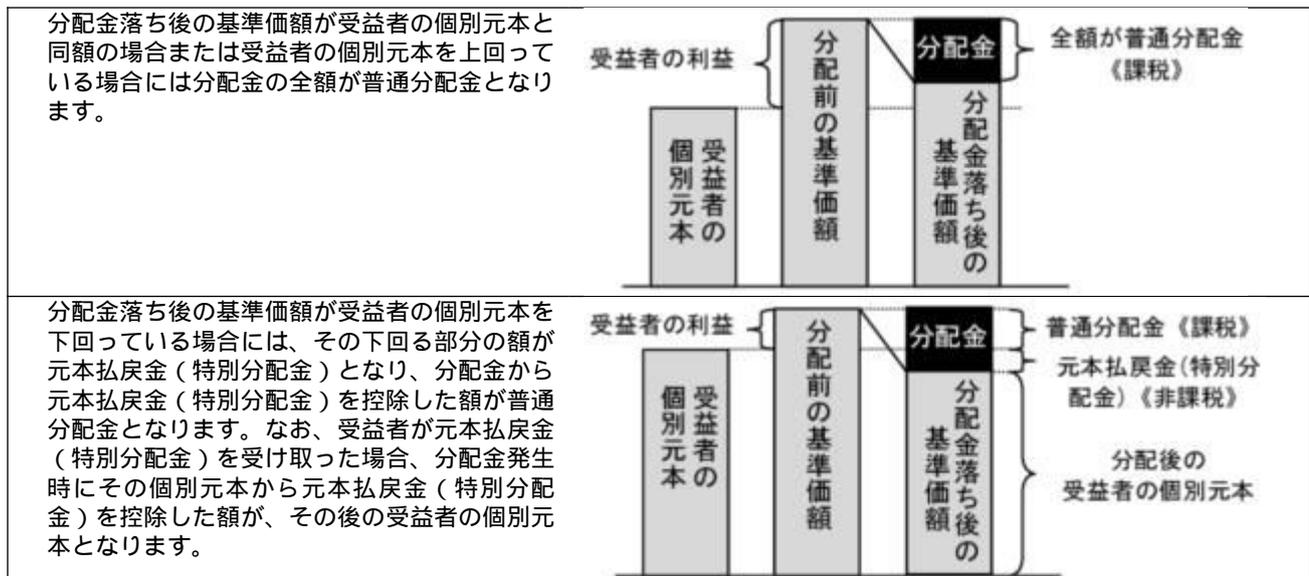
#### 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年12月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2022年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,730,642,677	96.83
現金・預金・その他資産（負債控除後）		252,290,528	3.16
合計（純資産総額）		7,982,933,205	100.00

#### グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	72,938,562,101	98.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		740,563,867	1.00
合計（純資産総額）		73,679,125,968	100.00

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	640,077,454	96.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）		20,762,817	3.14
合計（純資産総額）		660,840,271	100.00

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,319,800,004	98.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		43,686,031	1.00
合計（純資産総額）		4,363,486,035	100.00

## （参考）ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,999,861,100	9.42
	アメリカ	11,129,101,623	52.46
	カナダ	1,437,045,459	6.77
	メキシコ	118,445,965	0.55
	ブラジル	52,414,514	0.24
	ドイツ	153,361,984	0.72
	フランス	397,565,314	1.87
	オランダ	276,474,096	1.30
	スペイン	312,395,223	1.47
	ベルギー	329,150,963	1.55
	フィンランド	224,193,084	1.05
	アイルランド	108,005,611	0.50
	イギリス	462,727,324	2.18
	スウェーデン	571,694,026	2.69
	ノルウェー	310,966,150	1.46
	オーストラリア	558,869,304	2.63
	香港	598,263,654	2.82
台湾	321,646,842	1.51	
小計		19,362,182,236	91.27
投資信託受益証券	アメリカ	232,545,810	1.09
投資証券	日本	191,454,000	0.90
	アメリカ	313,334,012	1.47

	カナダ	181,929,774	0.85
	イギリス	147,043,379	0.69
	小計	833,761,165	3.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）		785,235,771	3.70
合計（純資産総額）		21,213,724,982	100.00

（参考）米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	アメリカ	27,918,942,362	92.86
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,145,309,748	7.13
合計（純資産総額）		30,064,252,110	100.00

（参考）米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	9,673,444,807	74.56
特殊債券	アメリカ	340,851,683	2.62
社債券	アメリカ	2,590,579,096	19.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）		368,947,218	2.84
合計（純資産総額）		12,973,822,804	100.00

（参考）ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	216,471,600	1.01
	アメリカ	9,829,686	0.04
	カナダ	57,789,251	0.27
	スペイン	210,319,770	0.98
	香港	161,431,296	0.75
	シンガポール	170,168,714	0.79
	小計	826,010,317	3.86
投資証券	日本	1,271,936,500	5.94
	アメリカ	14,998,445,980	70.16
	カナダ	104,461,582	0.48
	イギリス	1,084,322,492	5.07
	オーストラリア	1,240,583,945	5.80
	香港	584,875,280	2.73
	シンガポール	548,970,993	2.56
	小計	19,833,596,772	92.77

現金・預金・その他資産(負債控除後)		717,571,436	3.35
合計(純資産総額)		21,377,178,525	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	2,514,127,481	1.1095	2,789,653,446	1.0668	2,682,071,196	33.59
2	日本	親投資信託受益証券	ACI ESGグローバルREITマザーファンド	1,454,710,897	1.4038	2,042,123,158	1.3421	1,952,367,494	24.45
3	日本	親投資信託受益証券	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	1,698,332,506	1.2224	2,076,204,608	1.1438	1,942,552,720	24.33
4	日本	親投資信託受益証券	米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	1,017,777,916	1.1670	1,187,846,613	1.1335	1,153,651,267	14.45

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.83
合計	96.83

## グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	24,041,033,190	1.1089	26,659,101,705	1.0668	25,646,974,207	34.80
2	日本	親投資信託受益証券	ACI ESGグローバルREITマザーファンド	13,547,066,425	1.4052	19,037,057,811	1.3421	18,181,517,848	24.67
3	日本	親投資信託受益証券	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	15,766,929,440	1.2247	19,311,076,795	1.1438	18,034,213,893	24.47
4	日本	親投資信託受益証券	米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	9,771,377,286	1.1666	11,399,288,742	1.1335	11,075,856,153	15.03

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

## グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)隔月分配型

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG先進国社債マ ザーファンド	208,099,520	1.1089	230,777,113	1.0668	222,000,567	33.59
2	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバルREI T マザーファンド	120,588,058	1.4030	169,185,046	1.3421	161,841,232	24.49
3	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバル小型 株 マザーファンド	140,694,678	1.2231	172,091,482	1.1438	160,926,572	24.35
4	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG新興国国債マ ザーファンド	84,083,885	1.1665	98,092,066	1.1335	95,309,083	14.42

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.85
合 計	96.85

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG先進国社債マ ザーファンド	1,417,983,930	1.1090	1,572,544,179	1.0668	1,512,705,256	34.66
2	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバルREI T マザーファンド	806,347,484	1.4052	1,133,132,914	1.3421	1,082,198,958	24.80
3	日本	親投資信託 受益証券	ACI ESGグローバル小型 株 マザーファンド	940,441,557	1.2247	1,151,785,612	1.1438	1,075,677,052	24.65
4	日本	親投資信託 受益証券	米ドル建てESG新興国国債マ ザーファンド	572,755,835	1.1666	668,176,958	1.1335	649,218,738	14.87

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.99
合 計	98.99

## (参考) ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	CROCS INC	繊維・アパ レル・贅沢 品	24,680	13,044.93	321,948,996	14,290.46	352,688,627	1.66
2	アメリカ	株式	NOW INC/DE	商社・流通 業	205,957	1,699.88	350,103,627	1,689.27	347,917,187	1.64
3	ベルギー	株式	D' IETEREN GROUP	販売	12,819	23,965.01	307,207,565	25,676.80	329,150,963	1.55
4	アメリカ	株式	WINTRUST FINANCIAL CORP	銀行	27,741	11,615.23	322,218,123	11,195.89	310,585,434	1.46
5	スウェー デン	株式	HEXATRONIC GROUP AB	電気設備	159,317	1,786.86	284,678,356	1,799.29	286,657,803	1.35

6	アメリカ	株式	CLEAN HARBORS INC	商業サービス・用品	18,547	15,436.99	286,309,872	15,272.44	283,258,000	1.33
7	アメリカ	株式	INMODE LTD	ヘルスケア機器・用品	57,833	4,892.64	282,956,569	4,718.81	272,903,054	1.28
8	アメリカ	株式	HARMONY BIOSCIENCES HOLDINGS	医薬品	36,289	7,439.16	269,959,750	7,319.73	265,625,755	1.25
9	アメリカ	株式	GLACIER BANCORP INC	銀行	39,237	7,457.74	292,619,345	6,638.98	260,493,698	1.22
10	日本	株式	アシックス	その他製品	86,400	3,110.00	268,704,000	2,914.00	251,769,600	1.18
11	アメリカ	株式	KINSALE CAPITAL GROUP INC	保険	6,813	39,856.44	271,541,960	35,083.22	239,022,019	1.12
12	日本	株式	マツキヨココカラ&カンパニー	小売業	35,700	5,681.88	202,843,250	6,600.00	235,620,000	1.11
13	アメリカ	株式	H&E EQUIPMENT SERVICES INC	商社・流通業	38,288	5,422.12	207,602,208	6,118.79	234,276,500	1.10
14	オーストラリア	株式	IDP EDUCATION LTD	各種消費者サービス	93,457	2,710.38	253,304,750	2,435.40	227,605,953	1.07
15	日本	株式	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	158,000	1,269.09	200,516,315	1,437.00	227,046,000	1.07
16	フィンランド	株式	METSO OUTOTEC OYJ	機械	162,838	1,235.00	201,106,176	1,376.78	224,193,084	1.05
17	カナダ	株式	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	各種金融サービス	123,648	1,783.55	220,533,107	1,810.96	223,922,200	1.05
18	香港	株式	TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	ホテル・レストラン・レジャー	703,600	274.02	192,801,879	317.59	223,458,575	1.05
19	日本	株式	日本瓦斯	小売業	106,900	2,173.00	232,293,700	2,082.00	222,565,800	1.04
20	アメリカ	株式	ATI INC	金属・鉱業	54,654	3,831.30	209,396,119	4,047.35	221,203,867	1.04
21	アメリカ	株式	WNS HOLDINGS LTD-ADR	情報技術サービス	20,552	10,958.36	225,216,338	10,646.52	218,807,300	1.03
22	アメリカ	株式	DRIVEN BRANDS HOLDINGS INC	商業サービス・用品	60,455	4,047.34	244,682,544	3,614.74	218,529,590	1.03
23	アメリカ	株式	COMMERCIAL METALS CO	金属・鉱業	32,968	6,343.01	209,116,678	6,470.45	213,317,862	1.00
24	香港	株式	SAMSONITE INTERNATIONAL SA	繊維・アパレル・贅沢品	615,000	354.01	217,719,840	346.35	213,009,555	1.00
25	アメリカ	株式	ENSIGN GROUP INC/THE	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	16,405	12,244.43	200,869,914	12,663.56	207,745,718	0.97
26	アメリカ	株式	TENABLE HOLDINGS INC	ソフトウェア	40,809	5,046.58	205,945,924	5,006.77	204,321,318	0.96
27	アメリカ	株式	MRC GLOBAL INC	商社・流通業	132,132	1,576.47	208,302,927	1,539.31	203,393,430	0.95
28	カナダ	株式	STANTEC INC	建設・土木	32,207	6,455.84	207,923,416	6,311.94	203,288,883	0.95
29	日本	株式	バイカレント・コンサルティング	サービス業	49,400	4,341.85	214,487,700	4,115.00	203,281,000	0.95
30	スペイン	株式	ACCIONA S.A.	電力	8,237	26,313.42	216,743,641	24,601.63	202,643,651	0.95

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.75
		食料品	0.33
		電気機器	0.61
		その他製品	1.18
		陸運業	0.50
		情報・通信業	0.99

	小売業	3.57
	銀行業	0.50
	サービス業	0.95
国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.68
	不動産管理・開発	0.50
	エネルギー設備・サービス	0.76
	石油・ガス・消耗燃料	2.76
	建設資材	0.62
	容器・包装	0.68
	金属・鉱業	3.13
	航空宇宙・防衛	0.63
	建設関連製品	0.95
	建設・土木	1.49
	電気設備	1.86
	機械	4.93
	商社・流通業	4.50
	商業サービス・用品	3.24
	陸運・鉄道	0.68
	運送インフラ	0.24
	自動車部品	1.08
	繊維・アパレル・贅沢品	3.60
	ホテル・レストラン・レジャー	4.51
	販売	1.55
	複合小売り	0.63
	食品・生活必需品小売り	0.72
	飲料	0.81
	食品	0.86
	パーソナル用品	0.94
	ヘルスケア機器・用品	2.29
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.80
	バイオテクノロジー	0.52
	医薬品	1.73
	銀行	5.50
	各種金融サービス	1.05
	保険	4.72
	情報技術サービス	1.03
	ソフトウェア	5.22
	通信機器	0.50
	コンピュータ・周辺機器	0.85
	電子装置・機器・部品	1.36
	半導体・半導体製造装置	2.98
	電力	0.95

		ガス	0.72
		消費者金融	0.55
		資本市場	1.70
		各種消費者サービス	1.95
		ヘルスケア・テクノロジー	0.83
投資信託受益証券			1.09
投資証券			3.93
合 計			96.29

## (参考)米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	CNH INDUSTRIAL CAPITAL L	5,000,000	12,344.16	617,208,467	12,517.54	625,877,493	3.85	2027/11/15	2.08
2	アメリカ	社債券	RALPH LAUREN CORP	5,200,000	11,427.45	594,227,532	11,503.46	598,180,081	2.95	2030/6/15	1.98
3	アメリカ	社債券	STARBUCKS CORP	5,300,000	11,185.14	592,812,474	11,203.81	593,802,453	2.55	2030/11/15	1.97
4	アメリカ	社債券	HEALTHPEAK PROPERTIES	4,800,000	11,025.97	529,246,879	11,145.33	534,976,207	2.875	2031/1/15	1.77
5	アメリカ	社債券	HP INC	4,700,000	11,232.88	527,945,414	11,318.28	531,959,608	3.4	2030/6/17	1.76
6	アメリカ	社債券	NXP BV/NXP FDG/NXP USA	4,600,000	11,379.75	523,468,906	11,526.86	530,235,656	3.4	2030/5/1	1.76
7	アメリカ	社債券	NEXTERA ENERGY CAPITAL	4,800,000	10,903.52	523,369,013	10,952.02	525,697,420	2.25	2030/6/1	1.74
8	アメリカ	社債券	SCENTRE GROUP TRUST 2	4,400,000	11,626.76	511,577,556	11,860.06	521,842,750	4.75	2080/9/24	1.73
9	アメリカ	社債券	ELECTRICITE DE FRANCE SA	4,000,000	11,830.60	473,224,389	12,565.31	502,612,662	5.625	2099/1/22	1.67
10	アメリカ	社債券	AES CORP/THE	4,200,000	11,526.52	484,113,884	11,765.18	494,137,644	3.95	2030/7/15	1.64
11	アメリカ	社債券	SYSCO CORPORATION	3,562,000	13,850.78	493,365,119	13,830.57	492,645,041	5.95	2030/4/1	1.63
12	アメリカ	社債券	INGERSOLL-RAND LUX FINAN	4,000,000	12,160.43	486,417,211	12,306.30	492,252,189	3.8	2029/3/21	1.63
13	アメリカ	社債券	HOME DEPOT INC	4,000,000	11,962.42	478,497,091	12,255.53	490,221,508	4.5	2048/12/6	1.63
14	アメリカ	社債券	MCDONALD'S CORP	4,000,000	12,288.87	491,555,090	12,179.95	487,198,177	3.6	2030/7/1	1.62
15	アメリカ	社債券	AVANGRID INC	4,000,000	11,997.70	479,908,382	12,107.21	484,288,703	3.8	2029/6/1	1.61
16	アメリカ	社債券	WALGREENS BOOTS ALLIANCE	4,000,000	11,427.05	457,082,019	11,556.91	462,276,746	3.2	2030/4/15	1.53
17	アメリカ	社債券	ENEL FINANCE AMERICA LLC	5,550,000	7,875.32	437,080,722	8,100.38	449,571,286	2.875	2041/7/12	1.49
18	アメリカ	社債券	UDR INC	4,000,000	10,792.23	431,689,502	11,091.24	443,649,753	3	2031/8/15	1.47
19	アメリカ	社債券	HP ENTERPRISE CO	3,300,000	13,079.58	431,626,167	13,383.62	441,659,736	6.35	2045/10/15	1.46
20	アメリカ	社債券	KROGER CO	4,200,000	10,159.25	426,688,636	10,271.31	431,395,428	1.7	2031/1/15	1.43
21	アメリカ	社債券	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA	3,600,000	11,797.71	424,717,873	11,856.10	426,819,937	1.25	2025/11/24	1.41
22	アメリカ	社債券	HASBRO INC	3,600,000	11,779.15	424,049,686	11,854.99	426,779,904	3.9	2029/11/19	1.41
23	アメリカ	社債券	E.ON INTL FINANCE BV	3,150,000	12,964.09	408,368,982	13,509.21	425,540,209	6.65	2038/4/30	1.41
24	アメリカ	社債券	FEDEX CORP	4,200,000	9,908.86	416,172,466	10,112.80	424,738,002	4.05	2048/2/15	1.41
25	アメリカ	社債券	MOLSON COORS BREWING CO	4,000,000	10,557.90	422,316,211	10,481.91	419,276,637	4.2	2046/7/15	1.39

26	アメリカ	社債券	UNITED PARCEL SERVICE	3,000,000	14,105.72	423,171,847	13,906.80	417,204,261	5.3	2050/4/1	1.38
27	アメリカ	社債券	BEST BUY CO INC	3,200,000	12,647.05	404,705,785	12,835.53	410,737,032	4.45	2028/10/1	1.36
28	アメリカ	社債券	EDP FINANCE BV	3,600,000	10,868.27	391,257,983	11,022.34	396,804,599	1.71	2028/1/24	1.31
29	アメリカ	社債券	CATERPILLAR FINL SERVICE	3,000,000	12,893.73	386,812,073	12,903.97	387,119,327	3.4	2025/5/13	1.28
30	アメリカ	社債券	INTL FLAVOR & FRAGRANCES	4,000,000	9,291.21	371,648,537	9,575.88	383,035,365	3.268	2040/11/15	1.27

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	92.86
合計	92.86

## (参考)米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	5,000,000	8,436.72	421,836,048	8,529.83	426,491,563	6.75	2047/9/21	3.28
2	アメリカ	社債券	PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	3,200,000	12,451.83	398,458,821	12,840.11	410,883,787	5.375	2029/1/25	3.16
3	アメリカ	国債証券	KINGDOM OF JORDAN	3,500,000	10,732.29	375,630,440	11,450.41	400,764,616	7.375	2047/10/10	3.08
4	アメリカ	国債証券	MEXICO GLOBAL	2,650,000	13,905.35	368,491,890	13,963.09	370,021,905	6.75	2034/9/27	2.85
5	アメリカ	社債券	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	3,060,000	11,375.56	348,092,142	11,973.58	366,391,610	5.375	2030/4/24	2.82
6	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,700,000	12,873.25	347,577,846	12,744.17	344,092,759	5.25	2029/6/16	2.65
7	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,000,000	10,521.98	315,659,435	10,773.35	323,200,550	6.4	2049/6/5	2.49
8	アメリカ	国債証券	PANAMA GLOBAL	2,300,000	13,709.60	315,320,843	13,926.74	320,315,239	6.7	2036/1/26	2.46
9	アメリカ	国債証券	KINGDOM OF BAHRAIN	2,340,000	13,592.04	318,053,962	13,638.04	319,130,217	7	2026/1/26	2.45
10	アメリカ	社債券	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	2,800,000	10,609.46	297,065,139	11,085.75	310,401,224	6.375	2048/10/24	2.39
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	2,800,000	11,181.42	313,079,986	11,060.89	309,705,069	2.45	2031/1/31	2.38
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000	11,295.62	293,686,371	11,564.73	300,683,170	4.5	2029/3/15	2.31
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,800,000	10,332.89	289,320,954	10,625.41	297,511,511	6.125	2041/1/18	2.29
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,000,000	9,522.67	285,680,142	9,835.67	295,070,127	5.65	2047/9/27	2.27
15	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	1,700,000	16,447.99	279,615,850	16,969.99	288,489,951	9.5	2030/2/2	2.22
16	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000	12,866.54	283,064,031	13,040.63	286,893,992	5.95	2027/1/25	2.21
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,100,000	12,484.25	262,169,392	12,649.62	265,642,178	4.85	2027/9/27	2.04
18	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,120,000	12,136.17	257,286,804	12,345.39	261,722,469	4.5	2029/5/30	2.01
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000	9,356.22	243,261,836	9,801.20	254,831,323	5.625	2044/2/26	1.96
20	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,800,000	12,848.35	231,270,463	12,873.93	231,730,746	4.75	2026/6/15	1.78

21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000	11,774.57	211,942,389	11,901.35	214,224,457	4.85	2029/9/30	1.65
22	アメリカ	国債証券	COLOMBIA GLOBAL	1,690,000	11,988.92	202,612,829	12,524.32	211,661,101	7.375	2037/9/18	1.63
23	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	1,300,000	16,169.72	210,206,367	16,248.55	211,231,232	8.75	2033/11/21	1.62
24	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,620,000	12,995.31	210,524,038	12,995.31	210,524,038	4.875	2025/2/1	1.62
25	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	1,440,000	14,184.36	204,254,919	14,530.66	209,241,551	5.75	2042/1/20	1.61
26	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000	11,211.30	201,803,497	11,383.34	204,900,270	4.5	2030/1/30	1.57
27	アメリカ	国債証券	PERU GLOBAL	1,430,000	13,955.14	199,558,568	14,072.16	201,231,918	6.55	2037/3/14	1.55
28	アメリカ	国債証券	INDONESIA GLOBAL	1,080,000	16,380.48	176,909,271	16,850.27	181,982,957	8.5	2035/10/12	1.40
29	アメリカ	国債証券	CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000	10,844.05	173,504,932	10,933.00	174,928,070	1.2	2030/10/21	1.34
30	アメリカ	国債証券	INDONESIA GLOBAL	1,150,000	14,421.60	165,848,443	15,111.45	173,781,721	6.625	2037/2/17	1.33

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.56
特殊債券	2.62
社債券	19.96
合計	97.15

## (参考) ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	126,940	14,910.17	1,892,697,234	15,123.81	1,919,817,584	8.98
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	13,047	85,516.76	1,115,737,230	88,294.59	1,151,979,633	5.38
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	28,436	38,400.72	1,091,963,045	37,498.36	1,066,303,536	4.98
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	48,068	15,372.64	738,932,347	15,568.36	748,340,121	3.50
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	83,926	8,547.20	717,332,894	8,496.78	713,100,842	3.33
6	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	117,194	5,769.79	676,185,473	6,045.81	708,532,892	3.31
7	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	102,173	6,569.94	671,271,281	6,904.38	705,441,320	3.29
8	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	86,051	7,259.79	624,712,451	7,283.90	626,787,137	2.93
9	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,463	20,679.96	588,613,929	20,932.09	595,790,305	2.78
10	香港	投資証券	LINK REIT	605,000	946.95	572,906,676	966.73	584,875,280	2.73
11	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	41,489	14,502.78	601,705,963	13,442.50	557,716,297	2.60
12	アメリカ	投資証券	UDR INC	104,597	5,259.43	550,121,279	5,163.35	540,071,652	2.52
13	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	159,396	3,237.88	516,105,121	3,344.04	533,026,600	2.49
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	75,420	6,810.16	513,622,568	6,652.25	501,712,770	2.34
15	アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	165,319	2,887.55	477,367,209	2,789.35	461,133,214	2.15
16	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	21,882	18,500.33	404,824,400	19,218.94	420,548,867	1.96
17	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	266,644	1,628.38	434,198,451	1,555.83	414,852,975	1.94
18	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	20,397	19,541.40	398,585,977	19,268.04	393,010,212	1.83

19	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,410,295	257.19	362,720,307	260.64	367,591,558	1.71
20	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	365,912	983.27	359,790,782	1,004.47	367,551,285	1.71
21	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	2,009,047	173.60	348,785,587	180.93	363,499,686	1.70
22	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	292,719	1,307.63	382,770,430	1,238.39	362,503,209	1.69
23	シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,720,700	202.06	347,688,499	200.48	344,970,754	1.61
24	アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	107,553	2,972.47	319,699,141	3,098.54	333,257,810	1.55
25	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	6,262	45,878	287,294,187	51,000	319,362,000	1.49
26	アメリカ	投資証券	SABRA HEALTH CARE REIT INC	186,566	1,584.43	295,602,260	1,653.44	308,476,060	1.44
27	アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	31,977	9,169.57	293,215,340	9,473.45	302,932,607	1.41
28	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	32,958	8,429.10	277,806,409	8,667.96	285,678,757	1.33
29	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	101,534	2,920.72	296,553,096	2,807.93	285,100,568	1.33
30	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	88,347	2,959.21	261,437,326	2,995.03	264,602,711	1.23

## 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	不動産業	1.01
	国外	不動産管理・開発	1.86
		各種電気通信サービス	0.98
投資証券			92.77
合計			96.64

## 【投資不動産物件】

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型  
該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)年2回決算型  
該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)隔月分配型  
該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)隔月分配型  
該当事項はありません。

(参考)ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド  
該当事項はありません。

(参考)米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド  
該当事項はありません。

(参考)米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド  
該当事項はありません。

（参考）ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

該当事項はありません。

グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

該当事項はありません。

（参考）ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2021年 5月18日)	6,440	6,446	1.0472	1.0482
第2計算期間	(2021年11月18日)	9,312	9,320	1.1294	1.1304
第3計算期間	(2022年 5月18日)	8,523	8,523	0.9486	0.9486
第4計算期間	(2022年11月18日)	8,080	8,080	0.8823	0.8823
	2021年12月末日	9,591		1.1274	
	2022年 1月末日	9,051		1.0477	
	2月末日	9,028		1.0342	
	3月末日	9,242		1.0460	
	4月末日	8,941		0.9984	
	5月末日	8,725		0.9667	
	6月末日	8,295		0.9092	
	7月末日	8,696		0.9490	
	8月末日	8,516		0.9325	
	9月末日	7,797		0.8511	
	10月末日	7,970		0.8703	
	11月末日	8,141		0.8908	
	12月末日	7,982		0.8801	

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2021年 5月18日)	21,698	21,718	1.1032	1.1042
第2計算期間	(2021年11月18日)	62,601	62,652	1.2337	1.2347
第3計算期間	(2022年 5月18日)	75,701	75,766	1.1591	1.1601
第4計算期間	(2022年11月18日)	77,259	77,325	1.1756	1.1766
	2021年12月末日	72,519		1.2406	
	2022年 1月末日	71,962		1.1550	
	2月末日	72,796		1.1412	
	3月末日	79,404		1.2215	
	4月末日	78,692		1.2174	
	5月末日	77,569		1.1742	

6月末日	78,271		1.1699
7月末日	81,213		1.2070
8月末日	80,484		1.2192
9月末日	75,975		1.1573
10月末日	80,010		1.2138
11月末日	77,303		1.1768
12月末日	73,679		1.1204

### グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2021年 5月18日)	708	709	1.0456	1.0471
第2特定期間	(2021年11月18日)	865	866	1.1247	1.1257
第3特定期間	(2022年 5月18日)	810	810	0.9433	0.9433
第4特定期間	(2022年11月18日)	689	689	0.8773	0.8773
	2021年12月末日	933		1.1227	
	2022年 1月末日	871		1.0423	
	2月末日	860		1.0286	
	3月末日	879		1.0403	
	4月末日	842		0.9928	
	5月末日	827		0.9612	
	6月末日	762		0.9039	
	7月末日	788		0.9435	
	8月末日	777		0.9270	
	9月末日	669		0.8462	
	10月末日	680		0.8653	
	11月末日	679		0.8858	
	12月末日	660		0.8753	

### グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

2022年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2021年 5月18日)	1,610	1,613	1.1033	1.1053
第2特定期間	(2021年11月18日)	4,020	4,025	1.2296	1.2311
第3特定期間	(2022年 5月18日)	4,541	4,551	1.1506	1.1531
第4特定期間	(2022年11月18日)	4,594	4,608	1.1597	1.1632
	2021年12月末日	4,439		1.2361	

2022年 1月末日	4,319		1.1494
2月末日	4,354		1.1356
3月末日	4,822		1.2133
4月末日	4,741		1.2093
5月末日	4,646		1.1658
6月末日	4,707		1.1620
7月末日	4,828		1.1956
8月末日	4,795		1.2077
9月末日	4,537		1.1439
10月末日	4,774		1.2000
11月末日	4,606		1.1610
12月末日	4,363		1.1054

## 【分配の推移】

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0010円
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0010円
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0000円
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0000円

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0010円
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0010円
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0010円
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0010円

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0030円
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0035円
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0015円
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0000円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	0.0040円
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	0.0050円
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	0.0060円
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	0.0095円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

## 【収益率の推移】

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	4.8%
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	7.9%
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	16.0%
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	7.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	10.4%
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	11.9%
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	6.0%
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	1.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	4.9%
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	7.9%
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	16.0%
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	7.0%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	10.7%
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	11.9%
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	5.9%
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	1.6%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

#### グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	6,347,790,418	197,137,682	6,150,652,736
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	3,373,092,421	1,278,218,602	8,245,526,555
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	1,363,512,843	623,720,881	8,985,318,517
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	632,456,698	459,237,202	9,158,538,013

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	20,545,225,134	877,117,524	19,668,107,610
第2計算期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	37,289,795,224	6,215,626,965	50,742,275,869
第3計算期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	20,588,899,595	6,018,075,617	65,313,099,847
第4計算期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	7,616,708,084	7,212,209,321	65,717,598,610

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### グローバルE S G バランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	704,781,435	27,668,750	677,112,685
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	231,324,502	138,829,855	769,607,332

第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	114,318,429	24,647,915	859,277,846
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	19,016,604	92,673,956	785,620,494

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)隔月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2020年11月30日～2021年 5月18日	1,542,043,421	82,217,674	1,459,825,747
第2特定期間	2021年 5月19日～2021年11月18日	2,197,011,543	386,875,794	3,269,961,496
第3特定期間	2021年11月19日～2022年 5月18日	1,106,753,860	429,308,185	3,947,407,171
第4特定期間	2022年 5月19日～2022年11月18日	413,293,578	399,054,898	3,961,645,851

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 参考情報

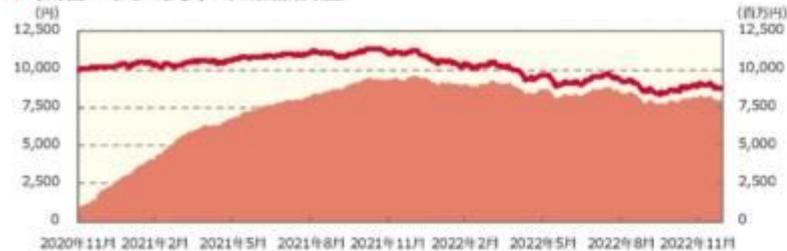


## 運用実績（2022年12月30日現在）

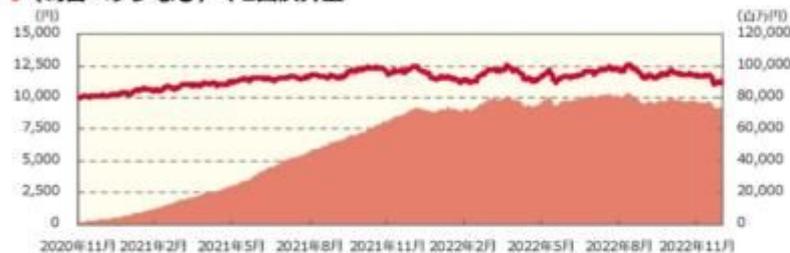
### ■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

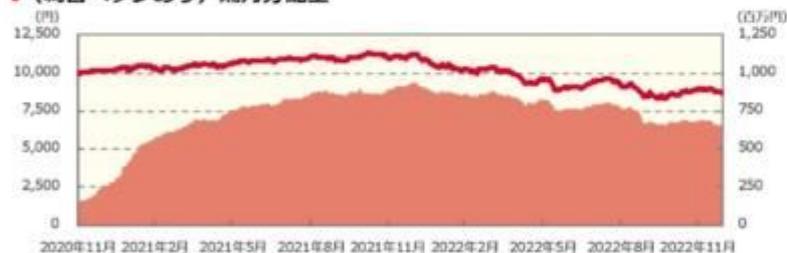
#### ■（為替ヘッジあり）年2回決算型



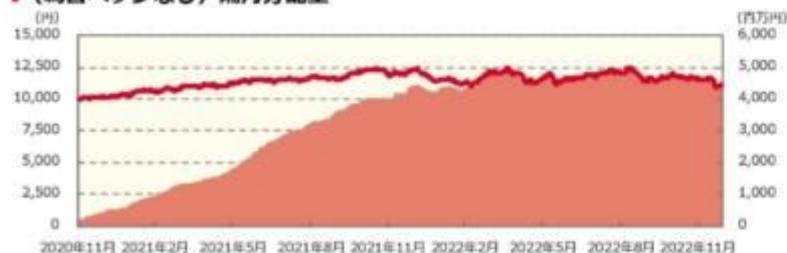
#### ■（為替ヘッジなし）年2回決算型



#### ■（為替ヘッジあり）隔月分配型



#### ■（為替ヘッジなし）隔月分配型



### ■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

#### ■（為替ヘッジあり）年2回決算型

2022年11月	0 円
2022年5月	0 円
2021年11月	10 円
2021年5月	10 円
--	--
設定来累計	20 円

#### ■（為替ヘッジなし）年2回決算型

2022年11月	10 円
2022年5月	10 円
2021年11月	10 円
2021年5月	10 円
--	--
設定来累計	40 円

#### ■（為替ヘッジあり）隔月分配型

2022年11月	0 円
2022年9月	0 円
2022年7月	0 円
2022年5月	0 円
2022年3月	5 円
直近1年間累計	15 円
設定来累計	80 円

#### ■（為替ヘッジなし）隔月分配型

2022年11月	35 円
2022年9月	30 円
2022年7月	30 円
2022年5月	25 円
2022年3月	20 円
直近1年間累計	155 円
設定来累計	245 円



## 運用実績（2022年12月30日現在）

### ■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率（%）			
	（為替ヘッジあり） 年2回決算型	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	（為替ヘッジあり） 隔月分配型	（為替ヘッジなし） 隔月分配型
ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	24.3	24.5	24.4	24.7
米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	33.6	34.8	33.6	34.7
米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド	14.5	15.0	14.4	14.9
ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	24.5	24.7	24.5	24.8

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）			
			（為替ヘッジあり） 年2回決算型	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	（為替ヘッジあり） 隔月分配型	（為替ヘッジなし） 隔月分配型
1	CROCS INC	繊維・アパレル・資材品	0.4	0.4	0.4	0.4
2	NOW INC/DE	商社・流通業	0.4	0.4	0.4	0.4
3	D'IETTEREN GROUP	販売	0.4	0.4	0.4	0.4
4	WINTRUST FINANCIAL CORP	銀行	0.4	0.4	0.4	0.4
5	HEXATRONIC GROUP AB	電気設備	0.3	0.3	0.3	0.3

・「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			（為替ヘッジあり） 年2回決算型	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	（為替ヘッジあり） 隔月分配型	（為替ヘッジなし） 隔月分配型
1	CNH INDUSTRIAL CAPITAL L	社債券	0.7	0.7	0.7	0.7
2	RALPH LAUREN CORP	社債券	0.7	0.7	0.7	0.7
3	STARBUCKS CORP	社債券	0.7	0.7	0.7	0.7
4	HEALTHPEAK PROPERTIES	社債券	0.6	0.6	0.6	0.6
5	HP INC	社債券	0.6	0.6	0.6	0.6

・「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			（為替ヘッジあり） 年2回決算型	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	（為替ヘッジあり） 隔月分配型	（為替ヘッジなし） 隔月分配型
1	PETROLEOS MEXICANOS	社債券	0.5	0.5	0.5	0.5
2	PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	社債券	0.5	0.5	0.5	0.5
3	KINGDOM OF JORDAN	国債証券	0.4	0.5	0.4	0.5
4	MEXICO GLOBAL	国債証券	0.4	0.4	0.4	0.4
5	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	社債券	0.4	0.4	0.4	0.4

・「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			（為替ヘッジあり） 年2回決算型	（為替ヘッジなし） 年2回決算型	（為替ヘッジあり） 隔月分配型	（為替ヘッジなし） 隔月分配型
1	PROLOGIS INC	投資証券	2.2	2.2	2.2	2.2
2	EQUINIX INC	投資証券	1.3	1.3	1.3	1.3
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	1.2	1.2	1.2	1.2
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.9	0.9	0.9	0.9
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.8	0.8	0.8	0.8



## 運用実績（2022年12月30日現在）

### ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

#### ■（為替ヘッジあり）年2回決算型



#### ■（為替ヘッジなし）年2回決算型



#### ■（為替ヘッジあり）隔月分配型



#### ■（為替ヘッジなし）隔月分配型



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。  
・2020年は設定日（2020年11月30日）から年末までの収益率。

・ファンドにベンチマークはありません。  
・2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

### (2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ニューヨークの銀行      ・ロンドンの銀行      ・ニューヨーク証券取引所

### (4) 販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）（分配金を再投資する場合は1口単位）とします。

### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

### (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

### (7) スイッチング

「グローバルESGバランスファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

### (8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

### (9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大

な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

取得申込にはスイッチングの申込みを含みます。

#### (10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

### (4) 換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

### (5) 換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

### (6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

### (7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

## (8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

## (9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## &lt;基準価額の計算方法&gt;

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されません。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。

公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額
REIT	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## （２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

2030年11月18日までとします（2020年11月30日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## （４）【計算期間】

< 年2回決算型 >

原則として、毎年5月19日から11月18日までおよび11月19日から翌年5月18日までとします。

< 隔月分配型 >

原則として、毎年1月19日から3月18日まで、3月19日から5月18日まで、5月19日から7月18日まで、7月19日から9月18日まで、9月19日から11月18日までおよび11月19日から翌年1月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## （５）【その他】

( a ) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

( b ) 信託期間の終了

( ) 委託者は、上記「( a ) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

( ) 上記( ) の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

( ) 上記( ) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

( ) 上記( ) から( ) までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( ) から( ) までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

( ) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

( ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「( d ) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

( c ) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

( d ) 信託約款の変更等

( ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

( ) 委託者は、上記( ) の事項（上記( ) の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの

に該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

( )上記( )の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

( )受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

( )委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

#### (i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### (j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金に対する請求権

#### 収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受けください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### 償還金に対する請求権

#### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

グローバルE S Gバランスファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型

グローバルE S Gバランスファンド(為替ヘッジなし)年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2022年5月19日から2022年11月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

グローバルE S Gバランスファンド(為替ヘッジあり)隔月分配型

グローバルE S Gバランスファンド(為替ヘッジなし)隔月分配型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2022年5月19日から2022年11月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2022年 5月18日現在)	第4期 (2022年11月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	169,589,170	159,248,663
親投資信託受益証券	8,430,399,731	7,636,335,588
派生商品評価勘定	10,872,953	126,318
未収入金	77,929,402	405,038,959
流動資産合計	8,688,791,256	8,200,749,528
資産合計	8,688,791,256	8,200,749,528
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	57,383,592	33,798,008
未払金	9,147,293	381,458
未払解約金	21,531,550	14,109,136
未払受託者報酬	2,493,079	2,305,039
未払委託者報酬	74,792,152	69,150,892
未払利息	60	246
その他未払費用	149,525	138,243
流動負債合計	165,497,251	119,883,022
負債合計	165,497,251	119,883,022
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	8,985,318,517	9,158,538,013
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	462,024,512	1,077,671,507
（分配準備積立金）	648,826,570	676,685,969
元本等合計	8,523,294,005	8,080,866,506
純資産合計	8,523,294,005	8,080,866,506
負債純資産合計	8,688,791,256	8,200,749,528

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	2021年11月19日 至 2022年 5月18日	自	2022年 5月19日 至 2022年11月18日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		471,186,979		234,435,857
為替差損益		1,036,273,556		766,262,973
営業収益合計		1,507,460,535		531,827,116
<b>営業費用</b>				
支払利息		16,467		34,087
受託者報酬		2,493,079		2,305,039
委託者報酬		74,792,152		69,150,892
その他費用		155,465		138,243
営業費用合計		77,457,163		71,628,261
営業利益又は営業損失（ ）		1,584,917,698		603,455,377
経常利益又は経常損失（ ）		1,584,917,698		603,455,377
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,584,917,698		603,455,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		37,270,535		16,760,685
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,067,173,585		462,024,512
剰余金増加額又は欠損金減少額		95,832,549		24,891,264
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		24,891,264
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		95,832,549		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		77,383,483		53,843,567
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		77,383,483		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		53,843,567
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		462,024,512		1,077,671,507

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 5月19日から2022年11月18日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

第3期 2022年 5月18日現在	第4期 2022年11月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,985,318,517口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,158,538,013口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 462,024,512円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 1,077,671,507円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9486円 (10,000口当たり純資産額) (9,486円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8823円 (10,000口当たり純資産額) (8,823円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 75,094,531円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 48,790,592円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 65,069,743円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 10,931,583円

## 2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,332,097円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	198,365,141円
分配準備積立金額	D	606,494,473円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	847,191,711円
当ファンドの期末残存口数	F	8,985,318,517口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	942円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 80,567,855円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 51,232,059円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 70,905,893円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 11,862,544円

## 2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	58,831,890円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	247,728,774円
分配準備積立金額	D	617,854,079円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	924,414,743円
当ファンドの期末残存口数	F	9,158,538,013口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,009円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

### (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左

<p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	--

## (2)金融商品の時価等に関する事項

<p>第3期 2022年 5月18日現在</p>	<p>第4期 2022年11月18日現在</p>
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日		
期首元本額	8,245,526,555円	期首元本額	8,985,318,517円
期中追加設定元本額	1,363,512,843円	期中追加設定元本額	632,456,698円
期中一部解約元本額	623,720,881円	期中一部解約元本額	459,237,202円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	439,475,262	141,005,733
合計	439,475,262	141,005,733

## 3 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第3期(2022年 5月18日現在)				第4期(2022年11月18日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	7,927,151,713	-	7,973,662,352	46,510,639	7,082,229,766	-	7,115,901,456	33,671,690
米ドル	6,919,766,842	-	6,974,894,631	55,127,789	6,217,704,907	-	6,247,848,090	30,143,183
カナダドル	261,179,743	-	262,059,628	879,885	165,416,342	-	166,603,260	1,186,918
メキシコペソ	9,847,613	-	10,178,666	331,053	9,027,216	-	9,022,998	4,218

ユーロ	211,750,923	-	209,495,618	2,255,305	177,606,738	-	178,453,565	846,827
英ポンド	129,597,299	-	127,826,311	1,770,988	126,667,889	-	127,412,610	744,721
スイスフラン	26,293,290	-	25,536,898	756,392	649,240	-	648,274	966
スウェーデンクローナ	29,431,306	-	28,600,850	830,456	37,401,277	-	37,317,237	84,040
ノルウェークローネ	43,912,305	-	41,263,360	2,648,945	27,000,870	-	26,963,776	37,094
デンマーククローネ	260,558	-	256,929	3,629	-	-	-	-
豪ドル	181,246,323	-	179,451,406	1,794,917	189,684,289	-	189,962,760	278,471
香港ドル	38,946,601	-	39,217,401	270,800	75,536,320	-	75,895,638	359,318
シンガポールドル	74,918,910	-	74,880,654	38,256	55,534,678	-	55,773,248	238,570
合計	7,927,151,713	-	7,973,662,352	46,510,639	7,082,229,766	-	7,115,901,456	33,671,690

## (注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2022年11月18日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	A C I E S G グローバル小型株マザーファンド	1,541,275,938	1,888,833,662	
		A C I E S G グローバル R E I T マザーファンド	1,373,994,733	1,931,424,396	
		米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド	2,404,371,059	2,666,447,504	

		米ドル建てE S G新興国国債 マ ザーファンド	985,453,477	1,149,630,026	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：94.5%	6,305,095,207	7,636,335,588	100.0%
	合計			7,636,335,588	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2022年 5月18日現在)	第4期 (2022年11月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,603,078,623	1,744,282,424
親投資信託受益証券	74,839,604,392	76,446,403,276
未収入金	-	85,300,000
流動資産合計	76,442,683,015	78,275,985,700
資産合計	76,442,683,015	78,275,985,700
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	65,313,099	65,717,598
未払解約金	57,084,458	271,749,198
未払受託者報酬	19,927,502	21,848,498
未払委託者報酬	597,825,044	655,454,941
未払利息	571	2,701
その他未払費用	1,195,596	1,310,850
流動負債合計	741,346,270	1,016,083,786
負債合計	741,346,270	1,016,083,786
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	65,313,099,847	65,717,598,610
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,388,236,898	11,542,303,304
（分配準備積立金）	4,889,412,177	5,051,562,044
元本等合計	75,701,336,745	77,259,901,914
純資産合計	75,701,336,745	77,259,901,914
負債純資産合計	76,442,683,015	78,275,985,700

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期		第4期	
	自	2021年11月19日 至 2022年 5月18日	自	2022年 5月19日 至 2022年11月18日
営業収益				
有価証券売買等損益		3,649,833,114		1,962,098,884
営業収益合計		3,649,833,114		1,962,098,884
営業費用				
支払利息		91,526		207,600
受託者報酬		19,927,502		21,848,498
委託者報酬		597,825,044		655,454,941
その他費用		1,195,596		1,310,850
営業費用合計		619,039,668		678,821,889
営業利益又は営業損失（ ）		4,268,872,782		1,283,276,995
経常利益又は経常損失（ ）		4,268,872,782		1,283,276,995
当期純利益又は当期純損失（ ）		4,268,872,782		1,283,276,995
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		120,510,437		350,395,830
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		11,859,106,660		10,388,236,898
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,092,595,745		1,430,316,884
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,092,595,745		1,430,316,884
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,349,790,063		1,143,414,045
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,349,790,063		1,143,414,045
分配金		65,313,099		65,717,598
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		10,388,236,898		11,542,303,304

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 5月19日から2022年11月 18日までとなっております。

## （ 重要な会計上の見積りに関する注記 ）

該当事項はありません。

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

第3期 2022年 5月18日現在	第4期 2022年11月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 65,313,099,847口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 65,717,598,610口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1591円 (10,000口当たり純資産額) (11,591円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1756円 (10,000口当たり純資産額) (11,756円)

## （ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 75,094,531円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 48,790,592円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 65,069,743円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 10,931,583円

## 2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	353,982,762円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,498,824,721円
分配準備積立金額	D	4,600,742,514円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,453,549,997円
当ファンドの期末残存口数	F	65,313,099,847口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,600円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	65,313,099円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 80,567,855円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 51,232,059円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 70,905,893円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 11,862,544円

## 2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	718,371,879円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,490,741,260円
分配準備積立金額	D	4,398,907,763円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,608,020,902円
当ファンドの期末残存口数	F	65,717,598,610口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,766円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	65,717,598円

## (金融商品に関する注記)

### (1)金融商品の状況に関する事項

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左

<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
--	--

## (2)金融商品の時価等に関する事項

第3期 2022年 5月18日現在	第4期 2022年11月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

	第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
期首元本額	50,742,275,869円	期首元本額 65,313,099,847円
期中追加設定元本額	20,588,899,595円	期中追加設定元本額 7,616,708,084円
期中一部解約元本額	6,018,075,617円	期中一部解約元本額 7,212,209,321円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第3期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	第4期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,692,106,025	1,715,549,101
合計	3,692,106,025	1,715,549,101

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2022年11月18日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	A C I E S G グローバル小型株マザーファンド	15,548,058,338	19,054,145,493	
		A C I E S G グローバル R E I T マザーファンド	13,484,855,882	18,955,661,913	
		米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド	24,240,965,375	26,883,230,600	
		米ドル建て E S G 新興国国債 マザーファンド	9,903,450,429	11,553,365,270	

小計	銘柄数：4 組入時価比率：98.9%	63,177,330,024	76,446,403,276 100.0%	
合計			76,446,403,276	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2022年 5月18日現在)	当期 (2022年11月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	9,520,966	8,176,210
親投資信託受益証券	803,444,190	651,257,025
派生商品評価勘定	1,033,431	10,693
未収入金	5,288,004	35,389,318
流動資産合計	819,286,591	694,833,246
資産合計		
	819,286,591	694,833,246
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,405,089	2,882,984
未払金	876,180	26,595
未払解約金	-	816,576
未払受託者報酬	77,880	60,595
未払委託者報酬	2,336,411	1,817,810
未払利息	3	12
その他未払費用	4,654	3,614
流動負債合計	8,700,217	5,608,186
負債合計		
	8,700,217	5,608,186
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	859,277,846	785,620,494
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,691,472	96,395,434
（分配準備積立金）	64,604,807	62,890,483
元本等合計	810,586,374	689,225,060
純資産合計		
	810,586,374	689,225,060
負債純資産合計		
	819,286,591	694,833,246

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前期		当期	
	自	2021年11月19日	自	2022年 5月19日
	至	2022年 5月18日	至	2022年11月18日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		43,727,252		22,472,835
為替差損益		98,891,217		71,814,645
営業収益合計		142,618,469		49,341,810
<b>営業費用</b>				
支払利息		1,266		2,658
受託者報酬		238,027		208,012
委託者報酬		7,140,817		6,240,328
その他費用		20,162		12,420
営業費用合計		7,400,272		6,463,418
営業利益又は営業損失 ( )		150,018,741		55,805,228
経常利益又は経常損失 ( )		150,018,741		55,805,228
当期純利益又は当期純損失 ( )		150,018,741		55,805,228
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		585,766		1,199,255
期首剰余金又は期首欠損金 ( )		95,964,925		48,691,472
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,864,362		8,464,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		8,464,960
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,864,362		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,833,857		1,562,949
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,833,857		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,562,949
分配金		1,253,927		-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		48,691,472		96,395,434

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2022年 5月19日から2022年11月18日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 859,277,846口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 785,620,494口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 48,691,472円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 96,395,434円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9433円 (10,000口当たり純資産額) (9,433円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8773円 (10,000口当たり純資産額) (8,773円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 75,094,531円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 48,790,592円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 65,069,743円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 10,931,583円

## 2. 分配金の計算過程

2021年11月19日から2022年 1月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,345,239円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,693,095円
分配準備積立金額	D	62,866,654円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,904,988円
当ファンドの期末残存口数	F	832,250,781口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,020円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	832,250円

2022年 1月19日から2022年 3月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	946,046円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,266,359円
分配準備積立金額	D	62,968,745円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,181,150円
当ファンドの期末残存口数	F	843,355,889口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,021円
10,000口当たり分配金額	H	5円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 80,567,855円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 51,232,059円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 70,905,893円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 11,862,544円

## 2. 分配金の計算過程

2022年 5月19日から2022年 7月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,832,485円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	24,623,450円
分配準備積立金額	D	63,025,072円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,481,007円
当ファンドの期末残存口数	F	843,736,101口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,060円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2022年 7月20日から2022年 9月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,009,407円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	25,122,332円
分配準備積立金額	D	63,689,615円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,821,354円
当ファンドの期末残存口数	F	836,975,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,085円
10,000口当たり分配金額	H	0円

項目			項目		
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	421,677円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円
2022年 3月19日から2022年 5月18日まで			2022年 9月21日から2022年11月18日まで		
費用控除後の配当等収益額	A	1,762,786円	費用控除後の配当等収益額	A	1,388,825円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	24,595,825円	収益調整金額	C	23,892,362円
分配準備積立金額	D	62,842,021円	分配準備積立金額	D	61,501,658円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	89,200,632円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	86,782,845円
当ファンドの期末残存口数	F	859,277,846口	当ファンドの期末残存口数	F	785,620,494口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,038円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,104円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>

<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	同左
---	----

## (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

## ( その他の注記 )

## 1 元本の移動

	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
期首元本額	769,607,332円	期首元本額 859,277,846円
期中追加設定元本額	114,318,429円	期中追加設定元本額 19,016,604円
期中一部解約元本額	24,647,915円	期中一部解約元本額 92,673,956円

## 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,105,037	22,083,016
合計	2,105,037	22,083,016

## 3 デリバティブ取引関係

### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2022年 5月18日現在)				当期(2022年11月18日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	750,847,776	-	755,219,434	4,371,658	603,899,990	-	606,772,281	2,872,291
米ドル	654,513,105	-	659,694,721	5,181,616	530,482,683	-	533,054,690	2,572,007
カナダドル	24,768,780	-	24,852,223	83,443	14,175,565	-	14,277,280	101,715
メキシコペソ	927,719	-	958,906	31,187	771,923	-	771,562	361
ユーロ	20,146,364	-	19,938,954	207,410	15,182,534	-	15,254,925	72,391
英債券	12,600,723	-	12,443,267	157,456	10,682,435	-	10,745,241	62,806
スイスフラン	2,414,689	-	2,345,225	69,464	-	-	-	-
スウェーデンクローナ	2,788,934	-	2,710,240	78,694	3,190,303	-	3,183,135	7,168
ノルウェークローネ	4,194,352	-	3,941,334	253,018	2,303,260	-	2,300,096	3,164
デンマーククローネ	18,611	-	18,352	259	-	-	-	-
豪ドル	17,561,801	-	17,380,940	180,861	16,040,762	-	16,064,405	23,643
香港ドル	3,813,151	-	3,839,350	26,199	6,408,761	-	6,439,251	30,490
シンガポールドル	7,099,547	-	7,095,922	3,625	4,661,764	-	4,681,696	19,932

合計	750,847,776	-	755,219,434	4,371,658	603,899,990	-	606,772,281	2,872,291
----	-------------	---	-------------	-----------	-------------	---	-------------	-----------

## (注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2022年11月18日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	131,660,035	161,349,372	
		ACI ESGグローバルREITマザーファンド	116,221,573	163,372,665	
		米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	205,924,464	228,370,230	
		米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	84,146,030	98,164,758	
	小計	銘柄数: 4 組入時価比率: 94.5%	537,952,102	651,257,025	100.0%
合計				651,257,025	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 【グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2022年 5月18日現在)	当期 (2022年11月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	80,308,756	83,309,801
親投資信託受益証券	4,486,696,920	4,546,641,661
流動資産合計	4,567,005,676	4,629,951,462
資産合計	4,567,005,676	4,629,951,462
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,868,517	13,865,760
未払解約金	1,861,129	8,824,905
未払受託者報酬	432,418	412,460
未払委託者報酬	12,972,547	12,373,877
未払利息	28	129
その他未払費用	25,926	24,728
流動負債合計	25,160,565	35,501,859
負債合計	25,160,565	35,501,859
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,947,407,171	3,961,645,851
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	594,437,940	632,803,752
（分配準備積立金）	321,992,657	309,534,511
元本等合計	4,541,845,111	4,594,449,603
純資産合計	4,541,845,111	4,594,449,603
負債純資産合計	4,567,005,676	4,629,951,462

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	2021年11月19日	自	2022年 5月19日
	至	2022年 5月18日	至	2022年11月18日
営業収益				
有価証券売買等損益		219,365,264		123,864,741
営業収益合計		219,365,264		123,864,741
営業費用				
支払利息		5,032		9,617
受託者報酬		1,206,992		1,306,668
委託者報酬		36,209,770		39,199,955
その他費用		72,361		78,336
営業費用合計		37,494,155		40,594,576
営業利益又は営業損失（ ）		256,859,419		83,270,165
経常利益又は経常損失（ ）		256,859,419		83,270,165
当期純利益又は当期純損失（ ）		256,859,419		83,270,165
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,914,551		9,527,361
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		750,845,904		594,437,940
剰余金増加額又は欠損金減少額		209,010,179		72,243,569
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		209,010,179		72,243,569
剰余金減少額又は欠損金増加額		80,525,878		69,820,035
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		80,525,878		69,820,035
分配金		23,118,295		37,800,526
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		594,437,940		632,803,752

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2022年 5月19日から2022年11月18日までとなっております。

## （ 重要な会計上の見積りに関する注記 ）

該当事項はありません。

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,947,407,171口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,961,645,851口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1506円 (10,000口当たり純資産額) (11,506円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1597円 (10,000口当たり純資産額) (11,597円)

## （ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 75,094,531円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 48,790,592円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 65,069,743円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 10,931,583円

## 2. 分配金の計算過程

2021年11月19日から2022年 1月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,448,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	324,238,598円
分配準備積立金額	D	344,632,066円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	675,319,605円
当ファンドの期末残存口数	F	3,626,704,947口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,862円
10,000口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,440,057円

2022年 1月19日から2022年 3月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,953,490円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	338,779,966円
分配準備積立金額	D	341,316,804円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	685,050,260円
当ファンドの期末残存口数	F	3,904,860,874口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,754円
10,000口当たり分配金額	H	20円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

支払金額 80,567,855円

ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

支払金額 51,232,059円

当ファンドの主要投資対象である下記マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

支払金額 70,905,893円

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

支払金額 11,862,544円

## 2. 分配金の計算過程

2022年 5月19日から2022年 7月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,335,064円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	388,141,163円
分配準備積立金額	D	319,158,006円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	729,634,233円
当ファンドの期末残存口数	F	4,069,184,507口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,793円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,207,553円

2022年 7月20日から2022年 9月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,802,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	486,184,998円
分配準備積立金額	D	306,792,958円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	816,780,699円
当ファンドの期末残存口数	F	3,909,071,264口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,089円
10,000口当たり分配金額	H	30円

項目			項目		
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	7,809,721円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	11,727,213円
2022年 3月19日から2022年 5月18日まで			2022年 9月21日から2022年11月18日まで		
費用控除後の配当等収益額	A	9,955,030円	費用控除後の配当等収益額	A	9,908,944円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	363,655,275円	収益調整金額	C	398,709,261円
分配準備積立金額	D	321,906,144円	分配準備積立金額	D	313,491,327円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	695,516,449円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	722,109,532円
当ファンドの期末残存口数	F	3,947,407,171口	当ファンドの期末残存口数	F	3,961,645,851口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,761円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,822円
10,000口当たり分配金額	H	25円	10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	9,868,517円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	13,865,760円

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>

<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	同左
---	----

## (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2022年 5月18日現在	当期 2022年11月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
期首元本額	3,269,961,496円
期首元本額	3,947,407,171円

期中追加設定元本額	1,106,753,860円	期中追加設定元本額	413,293,578円
期中一部解約元本額	429,308,185円	期中一部解約元本額	399,054,898円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	前期 自 2021年11月19日 至 2022年 5月18日	当期 自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	15,458,666	152,399,676
合計	15,458,666	152,399,676

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2022年11月18日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ACI ESGグローバル小型株マザーファンド	917,426,086	1,124,305,668	
		ACI ESGグローバルREITマザーファンド	811,232,777	1,140,349,914	
		米ドル建てESG先進国社債マザーファンド	1,439,921,704	1,596,873,169	
		米ドル建てESG新興国国債マザーファンド	587,273,196	685,112,910	
	小計	銘柄数: 4 組入時価比率: 99.0%	3,755,853,763	4,546,641,661	100.0%
合計				4,546,641,661	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「グローバルESGバランスファンド」の各ファンドは「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」、「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」、「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」および「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
(2022年11月18日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	225,510,032
コール・ローン	235,611,909
株式	20,842,386,270
投資信託受益証券	222,853,695
投資証券	818,824,383
派生商品評価勘定	488,654
未収入金	423,296,347
未収配当金	18,717,080
流動資産合計	22,787,688,370
資産合計	22,787,688,370
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	595,607
未払金	494,298,061
未払解約金	64,160,000
未払利息	364
流動負債合計	559,054,032
負債合計	559,054,032
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	18,138,420,397
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,090,213,941
元本等合計	22,228,634,338
純資産合計	22,228,634,338
負債純資産合計	22,787,688,370

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p>
--------------------	--

	<p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2022年11月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2255円
(10,000口当たり純資産額)	(12,255円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日	
1.金融商品に対する取組方針	
<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

### 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2022年11月18日現在

### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2.時価の算定方法

#### 株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

#### 投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

#### 投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### （その他の注記）

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年11月18日現在

期首	2022年 5月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,546,308,162円
同期中における追加設定元本額	1,930,565,934円
同期中における一部解約元本額	2,338,453,699円
期末元本額	18,138,420,397円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	1,541,275,938円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型	15,548,058,338円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型	131,660,035円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2022年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ウエストホールディングス	36,300	4,500.00	163,350,000	
		東洋水産	32,300	5,600.00	180,880,000	
		日本電子	23,200	4,945.00	114,724,000	
		太陽誘電	33,900	4,495.00	152,380,500	
		アシックス	86,400	3,110.00	268,704,000	
		名古屋鉄道	48,800	2,176.00	106,188,800	
		ビジョナル	11,200	9,720.00	108,864,000	
		J M D C	22,400	5,170.00	115,808,000	
		マツキヨココカラ&カンパニー	32,700	5,670.00	185,409,000	
		三越伊勢丹ホールディングス	101,900	1,236.00	125,948,400	
		ネクステージ	38,800	2,850.00	110,580,000	
		日本瓦斯	108,000	2,173.00	234,684,000	
		ベイカレント・コンサルティング	45,000	4,315.00	194,175,000	
	小計銘柄数：13				2,061,695,700	
	組入時価比率：9.3%				9.9%	
	米ドル	GOLAR LNG LTD	53,317	24.64	1,313,730.88	
		SUMMIT MATERIALS INC -CL A	34,094	28.49	971,338.06	
		GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	48,768	22.28	1,086,551.04	
		ATI INC	49,828	28.76	1,433,053.28	
		COMMERCIAL METALS CO	28,003	47.65	1,334,342.95	
		TREX COMPANY INC	14,837	44.44	659,356.28	
		CONSTRUCTION PARTNERS INC-A	29,521	31.71	936,110.91	
		EVOQUA WATER TECHNOLOGIES CO	34,990	43.91	1,536,410.90	
LINDSAY CORP		9,803	171.01	1,676,411.03		
H&E EQUIPMENT SERVICES INC		38,288	40.86	1,564,447.68		
MRC GLOBAL INC	132,132	11.88	1,569,728.16			

NOW INC/DE	205,957	12.81	2,638,309.17
CLEAN HARBORS INC	21,695	116.33	2,523,779.35
DRIVEN BRANDS HOLDINGS INC	60,455	30.50	1,843,877.50
SAIA INC	4,719	237.01	1,118,450.19
GENTHERM INC	11,647	73.20	852,560.40
CROCS INC	19,476	98.31	1,914,685.56
BLOOMIN BRANDS INC	61,508	23.43	1,441,132.44
BOWLERO CORP	78,153	13.53	1,057,410.09
DAVE & BUSTER'S ENTERTAINMENT	34,066	39.40	1,342,200.40
PLANET FITNESS INC - CL A	16,088	72.87	1,172,332.56
OLLIE S BARGAIN OUTLET HOLDI	36,010	54.42	1,959,664.20
BJ'S WHOLESALE CLUB HOLDINGS	25,957	74.01	1,921,077.57
GROCERY OUTLET HOLDING CORP	5,177	30.75	159,192.75
MGP INGREDIENTS INC	13,974	120.03	1,677,299.22
HOSTESS BRANDS INC	48,321	26.56	1,283,405.76
SOVOS BRANDS INC	89,079	14.05	1,251,559.95
ELF BEAUTY INC	31,100	52.71	1,639,281.00
INMODE LTD	57,833	36.87	2,132,302.71
LANTHEUS HOLDINGS INC	10,903	55.11	600,864.33
SILK ROAD MEDICAL INC	16,371	49.90	816,912.90
ENSIGN GROUP INC/THE	14,156	91.76	1,298,954.56
MODIVCARE INC	9,442	84.78	800,492.76
PROGYNY INC	27,926	33.42	933,286.92
R1 RCM INC	64,315	7.54	484,935.10
RADNET INC	56,317	16.12	907,830.04
TENET HEALTHCARE CORP	22,173	42.37	939,470.01
NATERA INC	18,967	35.85	679,966.95
HARMONY BIOSCIENCES HOLDINGS	36,289	56.06	2,034,361.34
BANCORP INC/THE	45,214	29.72	1,343,760.08
COMMERCE BANCSHARES INC	16,292	71.51	1,165,040.92
GLACIER BANCORP INC	43,002	56.20	2,416,712.40
SOUTHSTATE CORP	13,330	84.10	1,121,053.00
WINTRUST FINANCIAL CORP	27,741	87.53	2,428,169.73
BRP GROUP INC-A	40,433	26.87	1,086,434.71
KINSALE CAPITAL GROUP INC	6,813	300.35	2,046,284.55

	RLI CORP	5,929	130.20	771,955.80	
	WNS HOLDINGS LTD-ADR	24,485	82.58	2,021,971.30	
	FIVE9 INC	9,691	57.81	560,236.71	
	MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	9,370	120.81	1,131,989.70	
	PAYCOR HCM INC	45,391	26.33	1,195,145.03	
	SPS COMMERCE INC	8,871	129.23	1,146,399.33	
	TENABLE HOLDINGS INC	40,809	38.03	1,551,966.27	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	50,743	30.49	1,547,154.07	
	JABIL INC	19,620	67.59	1,326,115.80	
	NATIONAL INSTRUMENTS CORP	19,836	39.94	792,249.84	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	17,885	66.55	1,190,246.75	
	NOVA LTD	9,414	86.53	814,593.42	
	ONTO INNOVATION INC	10,629	79.89	849,150.81	
	BROOKFIELD INFRASTRUCTURE-A	29,088	45.02	1,309,541.76	
	HAMILTON LANE INC-CLASS A	5,343	73.02	390,145.86	
	STEPSTONE GROUP INC-CLASS A	42,618	29.60	1,261,492.80	
	CHEGG INC	28,417	28.76	817,272.92	
	EUROPEAN WAX CENTER INC-A	17,233	14.02	241,606.66	
	STRIDE INC	5,339	35.18	187,826.02	
	EVOLENT HEALTH INC-A	41,743	23.86	995,987.98	
	SCHRODINGER INC	28,812	19.09	550,021.08	
小計	銘柄数：67			83,767,602.20	
				(11,751,756,912)	
	組入時価比率：52.9%			56.4%	
カナダドル	GIBSON ENERGY INC	48,826	23.89	1,166,453.14	
	VERMILION ENERGY INC	95,229	25.74	2,451,194.46	
	WHITECAP RESOURCES INC	192,529	10.75	2,069,686.75	
	CAPSTONE COPPER CORP	357,122	4.40	1,571,336.80	
	STANTEC INC	32,207	65.95	2,124,051.65	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	123,648	18.22	2,252,866.56	
	DEFINITY FINANCIAL CORP-W/I	50,358	37.34	1,880,367.72	
	KINAXIS INC	12,643	151.15	1,910,989.45	
	COLLIERS INTERNATIONAL GROUP	7,602	123.51	938,923.02	
小計	銘柄数：9			16,365,869.55	
				(1,724,635,333)	

		組入時価比率：7.8%			8.3%
メキシコペソ	GENTERA SAB DE CV	794,328	20.04	15,918,333.12	
小計	銘柄数：1			15,918,333.12	
				(115,161,180)	
		組入時価比率：0.5%			0.6%
リアル	SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	648,300	7.50	4,862,250.00	
	LOCAWEB SERVICOS DE INTERNET	350,500	7.55	2,646,275.00	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	462,900	22.08	10,220,832.00	
小計	銘柄数：3			17,729,357.00	
				(459,853,424)	
		組入時価比率：2.1%			2.2%
ユーロ	NEXANS SA	18,956	88.25	1,672,867.00	
	METSO OUTOTEC OYJ	140,065	8.63	1,209,881.47	
	SPIE SA	45,644	22.76	1,038,857.44	
	CIE AUTOMOTIVE SA	31,562	23.46	740,444.52	
	BASIC-FIT NV	27,424	25.28	693,278.72	
	D'ETEREN GROUP	13,245	169.40	2,243,703.00	
	EUROAPI SASU	52,033	17.46	908,496.18	
	ASR NEDERLAND NV	29,032	43.84	1,272,762.88	
	AIXTRON SE	39,009	29.02	1,132,041.18	
	ACCIONA S.A.	10,243	186.00	1,905,198.00	
小計	銘柄数：10			12,817,530.39	
				(1,865,207,022)	
		組入時価比率：8.4%			8.9%
英ポンド	QINETIQ GROUP PLC	286,491	3.43	984,383.07	
	RS GROUP PLC	103,642	9.50	985,117.21	
小計	銘柄数：2			1,969,500.28	
				(328,630,816)	
		組入時価比率：1.5%			1.6%
スイスフラン	SIG GROUP AG	2,793	19.83	55,385.19	
小計	銘柄数：1			55,385.19	
				(8,163,223)	
		組入時価比率：0.0%			0.0%
スウェーデンクローナ	HEXATRONIC GROUP AB	150,156	139.95	21,014,332.20	
	TRELLEBORG AB-B SHS	37,198	239.90	8,923,800.20	

	FORTNOX AB	169,105	48.90	8,270,080.02	
小計	銘柄数：3			38,208,212.42	
	組入時価比率：2.3%			(506,258,814)	2.4%
ノルウェーク ローネ	AKER SOLUTIONS ASA	341,602	34.80	11,887,749.60	
	BAKKAFROST P/F	4,883	496.40	2,423,921.20	
	STOREBRAND ASA	128,897	86.38	11,134,122.86	
小計	銘柄数：3			25,445,793.66	
	組入時価比率：1.6%			(353,696,531)	1.7%
豪ドル	IGO LTD	159,126	15.86	2,523,738.36	
	CORPORATE TRAVEL MANAGEMENT	30,691	17.58	539,547.78	
	PINNACLE INVESTMENT MANAGEMENT GROUP LTD	130,221	9.66	1,257,934.86	
	IDP EDUCATION LTD	93,457	30.26	2,828,008.82	
	CARSALES.COM LTD	98,437	21.58	2,124,270.46	
小計	銘柄数：5			9,273,500.28	
	組入時価比率：3.9%			(871,430,821)	4.2%
香港ドル	SAMSONITE INTERNATIONAL SA	706,200	20.80	14,688,960.00	
	TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	703,600	16.10	11,327,960.00	
小計	銘柄数：2			26,016,920.00	
	組入時価比率：2.1%			(466,483,375)	2.2%
新台湾ドル	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	19,928	863.00	17,197,864.00	
	E INK HOLDINGS INC	163,000	188.50	30,725,500.00	
	ASPEED TECHNOLOGY INC	11,600	2,165.00	25,114,000.00	
小計	銘柄数：3			73,037,364.00	
	組入時価比率：1.5%			(329,413,119)	1.6%
合計				20,842,386,270	
				(18,780,690,570)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	SCHWAB INTL SMALL-CAP EQUITY	17,989	569,891.52	
		SCHWAB US SMALL-CAP ETF	24,184	1,018,630.08	
	小計	銘柄数：2	42,173	1,588,521.60	
		組入時価比率：1.0%		(222,853,695)	21.4%
	合計			222,853,695	(222,853,695)
投資証券	日本円	インヴィンシブル投資法人 投資証券	3,754	171,370,100	
		小計	銘柄数：1	3,754	171,370,100
		組入時価比率：0.8%			16.5%
	米ドル	HANNON ARMSTRONG SUSTAINABLE	30,023	929,211.85	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	17,917	1,586,729.52	
	小計	銘柄数：2	47,940	2,515,941.37	
		組入時価比率：1.6%		(352,961,414)	33.8%
	カナダドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	37,867	1,908,875.47	
		小計	銘柄数：1	37,867	1,908,875.47
		組入時価比率：0.9%		(201,157,297)	19.3%
英ポンド	TRITAX BIG BOX REIT PLC	376,423	559,364.57		
	小計	銘柄数：1	376,423	559,364.57	
	組入時価比率：0.4%		(93,335,572)	9.0%	
合計				818,824,383	(647,454,283)
合計				1,041,678,078	(870,307,978)

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2022年11月18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	117,203,824	-	117,052,892	150,932
米ドル	89,350,764	-	88,899,214	451,550
英ポンド	14,106,409	-	14,231,767	125,358
豪ドル	13,746,651	-	13,921,911	175,260
売建	117,203,824	-	117,159,845	43,979
米ドル	27,853,060	-	27,997,117	144,057
スイスフラン	47,044,760	-	46,957,209	87,551
スウェーデンクローナ	12,319,476	-	12,270,476	49,000
ノルウェークローネ	29,986,528	-	29,935,043	51,485
合計	-	-	-	106,953

## (注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 米ドル建て E S G 先進国社債 マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

(2022年11月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,328,612,531
コール・ローン	282,617,119
社債券	28,466,542,388

(2022年11月18日現在)

未収利息	290,779,937
前払費用	5,056,130
流動資産合計	31,373,608,105
資産合計	31,373,608,105
負債の部	
流動負債	
未払利息	437
流動負債合計	437
負債合計	437
純資産の部	
元本等	
元本	28,291,182,602
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,082,425,066
元本等合計	31,373,607,668
純資産合計	31,373,607,668
負債純資産合計	31,373,608,105

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2022年11月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1090円
(10,000口当たり純資産額)	(11,090円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
--------------------------------

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

## 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

## 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

## 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月18日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

## 2. 時価の算定方法

## 社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年11月18日現在

期首	2022年 5月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	29,477,236,753円
同期中における追加設定元本額	685,643,843円
同期中における一部解約元本額	1,871,697,994円
期末元本額	28,291,182,602円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	2,404,371,059円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型	24,240,965,375円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型	205,924,464円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型	1,439,921,704円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2022年11月18日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	AES CORP/THE	4,200,000.00	3,648,183.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E	3,000,000.00	2,182,011.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE E	650,000.00	448,552.45	
		AMAZON.COM INC	2,000,000.00	1,424,909.60	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	1,400,000.00	1,064,797.02	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR	2,500,000.00	2,227,705.25	
		APPLE INC	1,000,000.00	928,698.50	
		APPLE INC	200,000.00	182,419.98	
		APPLE INC	900,000.00	764,778.78	
		APPLE INC	1,800,000.00	1,184,816.70	
		APPLE INC	330,000.00	276,922.30	
		ASHTREAD CAPITAL INC	1,400,000.00	1,255,096.36	
		AVANGRID INC	4,000,000.00	3,616,491.20	
		BEST BUY CO INC	3,200,000.00	3,049,779.84	
		BOEING CO	2,000,000.00	1,824,488.80	
		BOSTON PROPERTIES LP	500,000.00	377,406.95	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY	1,300,000.00	1,065,780.82	
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY	2,300,000.00	1,683,397.83	
		CATERPILLAR FINL SERVICE	3,000,000.00	2,914,936.50	
		CATERPILLAR INC	1,000,000.00	755,268.10	
		CENTERPOINT ENERGY INC	3,000,000.00	2,445,658.20	
		CMS ENERGY CORP	2,300,000.00	1,907,603.44	
		CNH INDUSTRIAL CAP LLC	500,000.00	484,898.60	
		CNH INDUSTRIAL CAP LLC	1,500,000.00	1,310,488.05	
		CNH INDUSTRIAL CAPITAL L	5,000,000.00	4,651,156.50	
		CSX CORP	1,600,000.00	1,535,064.80	
		CSX CORP	1,000,000.00	604,849.30	
		DAIMLER FINANCE NA LLC	3,000,000.00	2,670,315.00	
		DAIMLER FINANCE NA LLC	1,800,000.00	1,455,357.60	
		DELL INT LLC / EMC CORP	1,250,000.00	1,275,713.00	
		DOMINION ENERGY INC	1,550,000.00	1,302,000.00	
		DOMINION ENERGY INC	2,950,000.00	2,542,605.00	
		DUKE ENERGY CORP	1,600,000.00	1,120,922.08	

DUKE ENERGY CORP	1,000,000.00	926,521.00	
DUKE ENERGY CORP	1,500,000.00	1,434,031.05	
E.ON INTL FINANCE BV	3,150,000.00	3,077,384.94	
EDP FINANCE BV	3,600,000.00	2,948,439.96	
ELECTRICITE DE FRANCE SA	4,000,000.00	3,566,122.00	
ENEL FINANCE INTL NV	2,500,000.00	1,799,376.25	
ENEL FINANCE INTL NV	5,550,000.00	3,293,750.73	
EVERSOURCE ENERGY	1,000,000.00	983,443.00	
EVERSOURCE ENERGY	1,000,000.00	980,150.20	
EVERSOURCE ENERGY	2,700,000.00	2,080,756.35	
EXELON CORP	1,000,000.00	910,604.00	
EXELON CORP	2,000,000.00	1,723,929.40	
EXELON CORP	900,000.00	700,479.45	
FEDEX CORP	1,000,000.00	937,853.20	
FEDEX CORP	4,200,000.00	3,136,190.40	
GENERAL MILLS INC	2,825,000.00	2,738,919.42	
GENERAL MILLS INC	1,600,000.00	1,385,111.84	
HASBRO INC	3,600,000.00	3,195,551.52	
HEALTHPEAK PROPERTIES	1,500,000.00	1,329,124.80	
HEALTHPEAK PROPERTIES	4,800,000.00	3,988,296.00	
HOME DEPOT INC	4,000,000.00	3,605,856.00	
HP ENTERPRISE CO	3,300,000.00	3,252,646.32	
HP INC	1,000,000.00	871,125.10	
HP INC	1,000,000.00	901,957.00	
HP INC	4,700,000.00	3,978,488.43	
INGERSOLL-RAND LUX FINAN	4,000,000.00	3,665,540.40	
INTEL CORP	2,000,000.00	1,921,071.40	
INTEL CORP	1,000,000.00	877,229.80	
INTEL CORP	400,000.00	355,847.44	
INTEL CORP	400,000.00	354,316.64	
INTL FLAVOR & FRAGRANCES	4,000,000.00	2,800,667.20	
KEURIG DR PEPPER INC	2,000,000.00	1,859,557.20	
KEURIG DR PEPPER INC	2,000,000.00	1,591,973.00	
KROGER CO	4,200,000.00	3,215,438.10	
MASSACHUSETTS ELECTRIC	2,500,000.00	1,867,168.75	
MCDONALD'S CORP	4,000,000.00	3,704,258.40	
MOLSON COORS BREWING CO	3,000,000.00	2,363,978.40	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	1,500,000.00	1,363,729.65	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	4,800,000.00	3,944,001.60	
NEXTERA ENERGY CAPITAL	1,000,000.00	987,773.40	
NORFOLK SOUTHERN CORP	2,000,000.00	1,708,104.80	
NXP BV/NXP FDG/NXP USA	4,600,000.00	3,944,754.38	

	NXP BV/NXP FUNDING LLC	2,000,000.00	1,337,748.60
	PEPSICO INC	2,750,000.00	2,646,273.57
	QUALCOMM INC	2,000,000.00	1,736,332.60
	RALPH LAUREN CORP	5,200,000.00	4,477,976.88
	RAYTHEON TECH CORP	3,600,000.00	2,537,448.84
	SCENTRE GROUP TRUST 2	4,400,000.00	3,855,143.60
	SEMPRA ENERGY	2,000,000.00	1,851,000.00
	SEMPRA ENERGY	2,400,000.00	1,863,909.36
	SIEMENS FINANCIERINGSMAT	1,000,000.00	848,332.50
	SIMON PROPERTY GROUP LP	1,200,000.00	1,002,489.24
	SIMON PROPERTY GROUP LP	3,000,000.00	2,354,090.10
	STARBUCKS CORP	5,300,000.00	4,467,313.29
	SYSCO CORPORATION	3,562,000.00	3,717,898.41
	TOTAL CAPITAL INTL SA	3,000,000.00	2,139,644.40
	UDR INC	4,000,000.00	3,253,123.60
	UNITED PARCEL SERVICE	1,000,000.00	1,030,896.30
	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	2,600,000.00	2,409,802.20
	VF CORP	3,200,000.00	2,663,742.72
	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA	3,600,000.00	3,200,586.84
	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA	1,000,000.00	876,017.10
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE	4,000,000.00	3,444,476.40
	WEA FINANCE LLC	1,900,000.00	1,611,529.27
	WEA FINANCE LLC/WESTFIEL	900,000.00	854,066.16
	WELLTOWER INC	3,000,000.00	2,404,048.80
	WESTINGHOUSE AIR BRAKE	2,000,000.00	1,873,645.40
小計	銘柄数：100	239,167,000.00	202,912,127.65 (28,466,542,388)
	組入時価比率：90.7%		100.0%
合計			28,466,542,388 (28,466,542,388)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2022年11月18日現在)

資産の部

(2022年11月18日現在)

流動資産	
預金	329,892,346
コール・ローン	90,405,176
国債証券	10,105,267,081
特殊債券	388,704,631
社債券	2,458,806,732
未収入金	1,270,944,068
未収利息	154,704,677
前払費用	26,147,563
流動資産合計	14,824,872,274
資産合計	14,824,872,274
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	97,264
未払金	1,317,444,591
未払解約金	21,310,000
未払利息	139
流動負債合計	1,338,851,994
負債合計	1,338,851,994
純資産の部	
元本等	
元本	11,560,323,132
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,925,697,148
元本等合計	13,486,020,280
純資産合計	13,486,020,280
負債純資産合計	14,824,872,274

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2022年11月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1666円
(10,000口当たり純資産額)	(11,666円)

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

自 2022年 5月19日 至 2022年11月18日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2022年11月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券、特殊債券、社債券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年11月18日現在	
期首	2022年 5月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	12,315,583,765円
同期中における追加設定元本額	240,128,206円
同期中における一部解約元本額	995,388,839円
期末元本額	11,560,323,132円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	985,453,477円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,903,450,429円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型	84,146,030円
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型	587,273,196円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式(2022年11月18日現在)

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	737,960.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,320,000.00	1,114,476.00	
		BRAZIL GLOBAL	350,000.00	386,847.86	
		CHINA GOVT INTL BOND	500,000.00	470,520.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	400,000.00	359,033.28	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,307,497.60	
		CHINA GOVT INTL BOND	400,000.00	318,469.96	
		COLOMBIA GLOBAL	1,690,000.00	1,526,848.75	
		COSTA RICA GOVERNMENT	200,000.00	193,797.60	
		COSTA RICA GOVERNMENT	200,000.00	187,722.56	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,200,000.00	2,133,112.52	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,520,749.80	
		DOMINICAN REPUBLIC	500,000.00	457,130.80	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,577,244.80	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	200,000.00	189,342.08	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,120,000.00	1,938,860.62	
		HUNGARY	2,700,000.00	2,619,275.40	
		INDONESIA GLOBAL	2,080,000.00	2,567,554.91	
		INDONESIA GLOBAL	1,150,000.00	1,249,799.87	

KINGDOM OF BAHRAIN	2,340,000.00	2,396,789.46	
KINGDOM OF BAHRAIN	200,000.00	200,174.80	
KINGDOM OF BAHRAIN	800,000.00	808,992.00	
KINGDOM OF JORDAN	1,000,000.00	873,765.00	
KINGDOM OF JORDAN	3,500,000.00	2,830,674.00	
KINGDOM OF MOROCCO	500,000.00	426,250.00	
MEXICO GLOBAL	2,650,000.00	2,776,879.35	
OMAN GOV INTERNTL BOND	2,620,000.00	2,565,766.00	
OMAN GOV INTERNTL BOND	1,800,000.00	1,742,806.80	
OMAN GOV INTERNTL BOND	800,000.00	861,286.40	
OMAN GOV INTERNTL BOND	1,000,000.00	912,519.00	
PANAMA GLOBAL	860,000.00	992,011.97	
PANAMA GLOBAL	400,000.00	473,252.28	
PANAMA GLOBAL	2,300,000.00	2,376,193.25	
PERU GLOBAL	1,430,000.00	1,503,832.47	
PHILIPPINES GLOBAL	1,700,000.00	2,107,127.73	
PHILIPPINES GLOBAL	800,000.00	854,202.16	
REPUBLIC OF ARMENIA	200,000.00	200,658.00	
REPUBLIC OF AZERBAIJAN	350,000.00	294,458.50	
REPUBLIC OF CHILE	2,800,000.00	2,359,306.60	
REPUBLIC OF CHILE	200,000.00	166,785.08	
REPUBLIC OF CHILE	540,000.00	417,864.96	
REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,213,160.30	
REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000.00	1,537,223.40	
REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	1,833,171.34	
REPUBLIC OF HUNGARY	400,000.00	433,872.80	
REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	395,028.00	
REPUBLIC OF INDONESIA	500,000.00	579,622.30	
REPUBLIC OF PANAMA	100,000.00	85,239.83	
REPUBLIC OF PARAGUAY	500,000.00	475,800.40	
REPUBLIC OF PARAGUAY	500,000.00	453,452.80	
REPUBLIC OF PERU	1,420,000.00	1,206,672.54	
REPUBLIC OF PERU	1,300,000.00	1,584,072.10	
REPUBLIC OF PHILIPPINES	400,000.00	382,873.28	
REPUBLIC OF POLAND	200,000.00	189,464.00	
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,100,000.00	1,975,654.80	
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,597,154.40	
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,000,000.00	2,152,827.00	
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,000,000.00	835,111.00	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY	400,000.00	395,342.32	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY	380,000.00	467,072.44	
STATE OF QATAR	1,440,000.00	1,539,223.20	

		STATE OF QATAR	600,000.00	586,695.00
		TRINIDAD & TOBAGO	1,000,000.00	939,175.10
		UNITED MEXICAN STATES	600,000.00	567,233.28
		UNITED MEXICAN STATES	440,000.00	423,783.93
		UNITED MEXICAN STATES	200,000.00	184,504.94
	小計	銘柄数：66	76,880,000.00	72,031,271.52 (10,105,267,081)
		組入時価比率：74.9%		78.0%
	合計			10,105,267,081 (10,105,267,081)
特殊債券	米ドル	CHINA DEVELOPMENT BANK	600,000.00	549,679.50
		EXPORT IMPORT BANK CHINA	1,000,000.00	957,550.00
		EXPORT IMPORT BANK CHINA	200,000.00	171,026.64
		PETRONAS CAPITAL LTD	200,000.00	185,826.16
		PETRONAS CAPITAL LTD	1,000,000.00	906,640.00
	小計	銘柄数：5	3,000,000.00	2,770,722.30 (388,704,631)
		組入時価比率：2.9%		3.0%
	合計			388,704,631 (388,704,631)
社債券	米ドル	CODELCO INC	200,000.00	187,359.72
		CODELCO INC	1,200,000.00	1,074,696.72
		CODELCO INC	960,000.00	958,722.72
		CODELCO INC	200,000.00	186,929.70
		KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	1,200,000.00	1,146,032.64
		KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	1,400,000.00	1,264,352.60
		KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	3,060,000.00	2,623,151.03
		KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	1,000,000.00	758,122.00
		PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	3,200,000.00	3,002,704.00
		PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR	1,200,000.00	957,612.00
		PETROLEOS MEXICANOS	1,400,000.00	1,175,559.00
		PETROLEOS MEXICANOS	1,200,000.00	1,012,488.00
		PETROLEOS MEXICANOS	5,000,000.00	3,178,870.00
	小計	銘柄数：13	21,220,000.00	17,526,600.13 (2,458,806,732)
		組入時価比率：18.2%		19.0%
	合計			2,458,806,732 (2,458,806,732)
	合計			12,952,778,444 (12,952,778,444)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2022年11月18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	22,338,816	-	22,436,080	97,264
米ドル	22,338,816	-	22,436,080	97,264
合計	22,338,816	-	22,436,080	97,264

(注) 時価の算定方法

### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2022年11月18日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	134,905,666
コール・ローン	270,410,796
株式	780,302,727
投資証券	20,964,928,287
未収入金	270,312,453
未収配当金	25,858,790
流動資産合計	22,446,718,719
資産合計	22,446,718,719
負債の部	
流動負債	
未払金	254,724,833
未払解約金	640,000
未払利息	418
流動負債合計	255,365,251
負債合計	255,365,251
純資産の部	
元本等	
元本	15,786,304,965
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,405,048,503

(2022年11月18日現在)

元本等合計	22,191,353,468
純資産合計	22,191,353,468
負債純資産合計	22,446,718,719

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式</p> <p>配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2022年11月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4057円
(10,000口当たり純資産額)	(14,057円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2022年 5月19日

至 2022年11月18日

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

## 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

## 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

## 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月18日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## 株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

## 投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年11月18日現在

期首	2022年 5月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,831,028,035円
同期中における追加設定元本額	1,916,861,955円
同期中における一部解約元本額	961,585,025円
期末元本額	15,786,304,965円
期末元本額の内訳*	
グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	1,373,994,733円

グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)年2回決算型	13,484,855,882円
グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジあり)隔月分配型	116,221,573円
グローバルESGバランスファンド(為替ヘッジなし)隔月分配型	811,232,777円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式(2022年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	東急不動産ホールディングス	286,000	718.00	205,348,000	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.9%			205,348,000 26.3%	
株式	米ドル	TRICON RESIDENTIAL INC	30,033	8.88	266,693.04	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.2%			266,693.04 (37,414,366) 4.8%	
株式	カナダドル	TRICON RESIDENTIAL INC	98,163	11.80	1,158,323.40	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.6%			1,158,323.40 (122,064,119) 15.6%	
株式	ユーロ	CELLNEX TELECOM SA	51,347	33.53	1,721,664.91	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：1.1%			1,721,664.91 (250,536,677) 32.2%	
株式	シンガポールドル	CITY DEVELOPMENTS LTD	197,800	8.16	1,614,048.00	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.7%			1,614,048.00 (164,939,565) 21.1%	
合計					780,302,727 (574,954,727)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### (2) 株式以外の有価証券(2022年11月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	S O S i L A 物流リート投資法人 投資証券	870	122,931,000	

小計	コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	823	260,068,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投 資法人 投資証券	369	185,976,000	
	三菱地所物流リート投資法人 投資 証券	407	185,592,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証 券	927	171,309,600	
	インヴィンシブル投資法人 投資証 券	6,048	276,091,200	
	ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券	3,217	238,058,000	
	銘柄数：7 組入時価比率：6.5%	12,661	1,440,025,800	6.9%
米ドル	AGREE REALTY CORP	31,977	2,209,610.70	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	22,927	3,376,230.02	
	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	62,195	1,943,593.75	
	AMERICAN TOWER CORP	1,799	389,195.66	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	88,347	1,970,138.10	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	43,159	1,141,123.96	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	41,489	4,534,332.81	
	EQUINIX INC	12,187	7,798,948.78	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	32,958	2,093,492.16	
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	107,553	2,409,187.20	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	100,029	4,945,433.76	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	159,396	3,889,262.40	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	150,527	2,689,917.49	
	INVITATION HOMES INC	41,385	1,273,830.30	
	IRON MOUNTAIN INC	75,420	3,870,554.40	
	KIMCO REALTY CORP	141,098	3,105,566.98	
	KITE REALTY GROUP TRUST	165,319	3,597,341.44	
	KKR REAL ESTATE FINANCE TRUS	13,223	212,096.92	
	LIFE STORAGE INC	9,002	947,550.52	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,463	4,435,673.92	
	NETSTREIT CORP	47,608	880,748.00	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	68,534	2,077,265.54	
	PROLOGIS INC	126,877	14,249,555.87	
	PUBLIC STORAGE	28,436	8,228,809.68	
	REALTY INCOME CORP	83,926	5,405,673.66	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	83,173	4,542,909.26	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	16,120	1,427,587.20	
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	186,566	2,227,598.04	
SIMON PROPERTY GROUP INC	46,547	5,389,677.13		
SUN COMMUNITIES INC	19,976	2,778,262.08		
UDR INC	84,672	3,340,310.40		

小計	VENTAS INC	113,308	4,911,901.80
	WELLTOWER INC	27,983	1,867,025.76
	銘柄数：33	2,262,179	114,160,405.69 (16,015,563,314)
	組入時価比率：72.2%		76.4%
英ポンド	ASSURA PLC	1,928,136	1,073,971.75
	BIG YELLOW GROUP PLC	94,767	1,105,930.89
	LAND SECURITIES GROUP PLC	346,837	2,126,804.48
	SEGRO PLC	276,191	2,255,928.08
	小計	銘柄数：4	2,645,931
	組入時価比率：4.9%		5.2%
豪ドル	CHARTER HALL GROUP	157,838	2,167,115.74
	GOODMAN GROUP	266,644	4,847,587.92
	SCENTRE GROUP	1,327,491	3,809,899.17
	VICINITY CENTRES	1,887,656	3,652,614.36
	小計	銘柄数：4	3,639,629
	組入時価比率：6.1%		6.5%
香港ドル	LINK REIT	505,600	28,187,200.00
小計	銘柄数：1	505,600	28,187,200.00 (505,396,496)
	組入時価比率：2.3%		2.4%
シンガポールドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,559,200	3,196,360.00
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,315,679	2,170,870.35
	小計	銘柄数：2	2,874,879
	組入時価比率：2.5%		2.6%
合計			20,964,928,287 (19,524,902,487)

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型

2022年12月30日現在

資産総額	15,306,944,699円
負債総額	7,324,011,494円
純資産総額（ - ）	7,982,933,205円
発行済口数	9,070,094,890口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8801円

## グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型

2022年12月30日現在

資産総額	73,870,777,116円
負債総額	191,651,148円
純資産総額（ - ）	73,679,125,968円
発行済口数	65,759,083,163口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1204円

## グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型

2022年12月30日現在

資産総額	1,263,494,970円
負債総額	602,654,699円
純資産総額（ - ）	660,840,271円
発行済口数	754,993,599口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8753円

## グローバルE S Gバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型

2022年12月30日現在

資産総額	4,387,748,371円
負債総額	24,262,336円
純資産総額（ - ）	4,363,486,035円
発行済口数	3,947,473,377口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1054円

## （参考）ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド

2022年12月30日現在

資産総額	21,216,535,153円
負債総額	2,810,171円
純資産総額（ - ）	21,213,724,982円
発行済口数	18,546,398,181口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1438円

## （参考）米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド

2022年12月30日現在

資産総額	30,081,492,159円
負債総額	17,240,049円
純資産総額（ - ）	30,064,252,110円
発行済口数	28,181,244,121口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0668円

## （参考）米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド

2022年12月30日現在

資産総額	12,989,672,892円
負債総額	15,850,088円
純資産総額（ - ）	12,973,822,804円
発行済口数	11,445,994,922口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1335円

## （参考）ACI ESGグローバルREIT マザーファンド

2022年12月30日現在

資産総額	21,383,798,728円
負債総額	6,620,203円
純資産総額（ - ）	21,377,178,525円
発行済口数	15,928,712,864口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3421円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額

2022年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

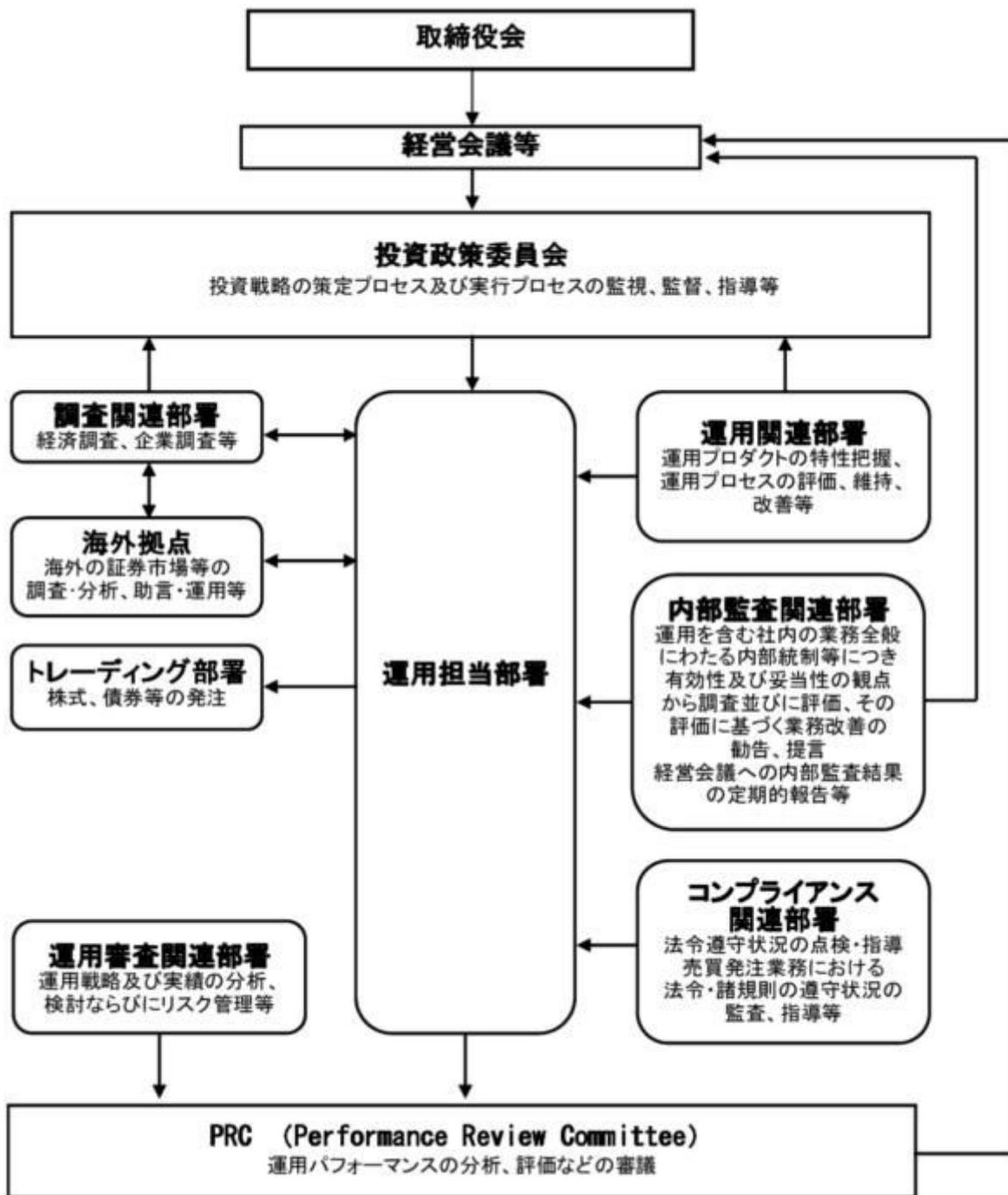
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	995	39,589,391
単位型株式投資信託	198	747,924
追加型公社債投資信託	14	6,447,937
単位型公社債投資信託	483	1,152,758
合計	1,690	47,938,011

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		4,281	2,006
金銭の信託		35,912	35,894
有価証券		30,400	29,300
前払金		-	11
前払費用		167	454
未収入金		632	694
未収委託者報酬		24,499	27,176
未収運用受託報酬		4,347	4,002
短期貸付金		-	1,835
その他		268	57
貸倒引当金		14	15
流動資産計		100,496	101,417
固定資産			

有形固定資産			2,666		1,744
建物	2	1,935		1,219	
器具備品	2	731		525	
無形固定資産			5,429		5,210
ソフトウェア		5,428		5,209	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,487		16,067
投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

区分	注記 番号	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
預り金			123		120
未払金			16,948		17,615
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		8		17	
未払手数料		7,256		8,357	
関係会社未払金		8,671		8,149	
その他未払金		1,011		1,089	
未払費用	1		9,171		9,512
未払法人税等			2,113		1,319
前受収益			22		22
賞与引当金			3,795		4,416
その他			-		121
流動負債計			32,175		33,127
<b>固定負債</b>					
退職給付引当金			3,299		3,194
時効後支払損引当金			580		588
資産除去債務			1,371		1,123
固定負債計			5,250		4,905
負債合計			37,425		38,033
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,686		55,322
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		56,001		54,637	

別途積立金		24,606		24,606
繰越利益剰余金		31,395		30,030
評価・換算差額等			57	174
その他有価証券評価差額金			57	174
純資産合計			87,654	86,407
負債・純資産合計			125,080	124,440

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			106,355		115,733
運用受託報酬			16,583		17,671
その他営業収益			428		530
営業収益計			123,367		133,935
営業費用					
支払手数料			34,739		39,087
広告宣伝費			1,005		804
公告費			0		0
調査費			24,506		26,650
調査費		5,532		4,867	
委託調査費		18,974		21,783	
委託計算費			1,358		1,384
営業雑経費			4,149		3,094
通信費		73		72	
印刷費		976		918	
協会費		88		79	
諸経費		3,011		2,023	
営業費用計			65,760		71,021
一般管理費					
給料			10,985		12,033
役員報酬		147		229	
給料・手当		7,156		7,375	
賞与		3,682		4,427	
交際費			35		47
旅費交通費			64		65
租税公課			1,121		1,049
不動産賃借料			1,147		1,432
退職給付費用			1,267		1,212
固定資産減価償却費			2,700		2,525
諸経費			10,739		11,190
一般管理費計			28,063		29,556
営業利益			29,542		33,357

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,540		3,530	
受取利息		0		10	
金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
經常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	2	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			290		171
当期純利益			26,276		24,904

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本	資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金		
					別 途	繰 越 利 益	利 益 剰余金	

			剰余金	合 計		積立金	剰余金	合 計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	1,247
当期末残高	174	174	86,407

## [重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年

## 6. 引当金の計上基準

## (2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## 8. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9. 連結納税制度の適用	<p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>
--------------	--

## [ 会計上の見積りに関する注記 ]

該当事項はありません。

## [ 会計方針の変更 ]

## （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

## （時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [ 未適用の会計基準等 ]

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

## （1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

## （2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。
未払費用 1,256百万円	未払費用 1,223百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 346百万円	建物 589百万円
器具備品 643	器具備品 618
合計 990	合計 1,207

損益計算書関係

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円
2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 2 ソフトウェア 102 ア 合計 105	2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - ア 合計 374

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

## 金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

- ( ) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。  
2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

( ) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

## 4．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

## 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

## 1．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

## 退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
退職給付債務の期末残高	21,967

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
年金資産の期末残高	19,687

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,176	賞与引当金	1,381
退職給付引当金	1,022	退職給付引当金	990
関係会社株式評価減	784	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	430	未払事業税	285
投資有価証券評価減	428	投資有価証券評価減	110
減価償却超過額	223	減価償却超過額	272
時効後支払損引当金	179	時効後支払損引当金	182
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	135	ゴルフ会員権評価減	92
資産除去債務	425	資産除去債務	348
未払社会保険料	95	未払社会保険料	114
その他	358	その他	84
繰延税金資産小計	5,410	繰延税金資産小計	5,376
評価性引当額	1,530	評価性引当額	1,795
繰延税金資産合計	3,879	繰延税金資産合計	3,581
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	361	資産除去債務に対応する除去費用	233
関係会社株式評価益	80	関係会社株式評価益	81
その他有価証券評価差額金	25	その他有価証券評価差額金	78
前払年金費用	403	前払年金費用	402
繰延税金負債合計	871	繰延税金負債合計	796
繰延税金資産の純額	3,008	繰延税金資産の純額	2,784
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9%
タックスヘイブン税制	1.9%	タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.5%	外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%
その他	0.3%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

### 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自	2020年4月 1日 至 2021年3月31日	自	2021年4月 1日 至 2022年3月31日
期首残高		-		1,371
有形固定資産の取得に伴う増加		1,371		48
資産除去債務の履行による減少		-		296
期末残高		1,371		1,123

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## セグメント情報等

前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### （2）地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等  
該当はありません。

### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還(*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付 金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息 の受取	9	未収利息	4

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1株当たり情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,018円01銭	1株当たり純資産額	16,775円81銭
1株当たり当期純利益	5,101円61銭	1株当たり当期純利益	4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,276百万円	損益計算書上の当期純利益	24,904百万円
普通株式に係る当期純利益	26,276百万円	普通株式に係る当期純利益	24,904百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2022年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,959
金銭の信託		40,970
有価証券		8,000
未収委託者報酬		27,052
未収運用受託報酬		4,915
短期貸付金		1,448
その他		923
貸倒引当金		16
流動資産計		85,253
固定資産		
有形固定資産	1	1,534
無形固定資産		5,483
ソフトウェア		5,482
その他		0
投資その他の資産		15,974
投資有価証券		2,133
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,433
繰延税金資産		1,758
その他		104
固定資産計		22,993
資産合計		108,246

		2022年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,363
未払収益分配金		0
未払償還金		11
未払手数料		8,301
関係会社未払金		3,205
その他未払金	2	842
未払費用		9,504
未払法人税等		1,213
賞与引当金		2,096
その他		226
流動負債計		25,405
固定負債		
退職給付引当金		3,045
時効後支払損引当金		595
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,763
負債合計		30,169
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,860
利益準備金		685
その他利益剰余金		46,175
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,568
評価・換算差額等		307

その他有価証券評価差額金		307
純資産合計		78,077
負債・純資産合計		108,246

## 中間損益計算書

区分	注記 番号	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
		金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,740
運用受託報酬		9,162
その他営業収益		181
営業収益計		67,085
営業費用		
支払手数料		19,423
調査費		14,540
その他営業費用		2,613
営業費用計		36,577
一般管理費	1	14,575
営業利益		15,931
営業外収益	2	7,366
営業外費用	3	1,574
経常利益		21,723
特別利益	4	30
特別損失	5	49
税引前中間純利益		21,705
法人税、住民税及び事業税		4,322
法人税等調整額		966
中間純利益		16,415

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				株 主
	資本剰余金		利益剰余金		
			その他利益剰余金		

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当中間期変動額									
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877
中間純利益							16,415	16,415	16,415
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	8,461	8,461	8,461
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,568	46,860	77,770

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当中間期変動額			
剰余金の配当			24,877
中間純利益			16,415
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	132	132	132
当中間期変動額合計	132	132	8,329
当中間期末残高	307	307	78,077

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6年
附属設備	6～15年
器具備品	4～15年

## (2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## 6. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p><b>委託者報酬</b></p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p><b>運用受託報酬</b></p> <p>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p><b>成功報酬</b></p> <p>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
8. 消費税等の会計処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。</p>

## [会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

## [追加情報]

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

2022年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,577百万円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## 中間損益計算書関係

		自 2022年4月 1日
		至 2022年9月30日
1	減価償却実施額	
	有形固定資産	210百万円
	無形固定資産	992百万円
2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	6,933百万円
3	営業外費用のうち主要なもの	
	金銭の信託運用損	1,439百万円
	時効後支払損引当金繰入	7百万円
4	特別利益の内訳	
	投資有価証券等売却益	10百万円
	株式報酬受入益	19百万円
5	特別損失の内訳	
	投資有価証券等売却損	16百万円
	固定資産除却損	33百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

		自 2022年4月 1日										
		至 2022年9月30日										
1	発行済株式に関する事項											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当中間会計期間末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,150,693株</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,150,693株</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末								
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株								
2	配当に関する事項											
	配当金支払額 2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 ・普通株式の配当に関する事項											
	(1) 配当金の総額	24,877百万円										
	(2) 1株当たり配当額	4,830円										
	(3) 基準日	2022年3月31日										
	(4) 効力発生日	2022年6月30日										

## 金融商品関係

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	40,970	40,970	-

資産計	40,970	40,970	-
(2)その他（デリバティブ取引）	74	74	-
負債計	74	74	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	10,260
組合出資金等	1,898
合計	12,159

( ) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	40,970	-	40,970
資産計	-	40,970	-	40,970
デリバティブ取引（通貨関連）	-	74	-	74
負債計	-	74	-	74

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 有価証券関係

当中間会計期間末（2022年9月30日）

## 1．売買目的有価証券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

## 4．その他有価証券(2022年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	8,000	8,000	-
小計	8,000	8,000	-
合計	8,000	8,000	-

## デリバティブ取引関係

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,371	-	74	74

## 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

## 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
委託者報酬	57,740百万円
運用受託報酬	8,912百万円
成功報酬（注）	250百万円
その他営業収益	181百万円
合計	67,085百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示していません。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## セグメント情報等

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報

自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日
------------------------------

1株当たり純資産額	15,158円67銭
-----------	------------

1株当たり中間純利益	3,187円11銭
------------	-----------

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,415百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,415百万円
期中平均株式数	5,150千株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2022年11月末現在

## (2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
F F G証券株式会社	3,000百万円	
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
第四北越証券株式会社	600百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
北洋証券株式会社	500百万円	
株式会社青森銀行	19,562百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社神奈川銀行	6,191百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社きらやか銀行	24,200百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社京葉銀行	49,759百万円	
株式会社高知銀行	19,544百万円	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円	
株式会社三十三銀行	37,400百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社中京銀行	31,879百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社トマト銀行	14,310百万円	

株式会社富山銀行	6,730百万円
株式会社長崎銀行	7,621百万円
株式会社長野銀行	13,000百万円
株式会社名古屋銀行	25,090百万円
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円
野村信託銀行株式会社	35,000百万円
株式会社百五銀行	20,000百万円
株式会社百十四銀行	37,322百万円
株式会社広島銀行	54,573百万円
株式会社福井銀行	17,965百万円
株式会社福岡中央銀行	4,000百万円
株式会社福島銀行	18,682百万円
株式会社豊和銀行	12,400百万円
株式会社北洋銀行	121,101百万円
株式会社北陸銀行	140,409百万円
株式会社みちのく銀行	36,986百万円
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円
株式会社山形銀行	12,008百万円
株式会社琉球銀行	56,967百万円

\* 2022年11月末現在

株式会社青森銀行は、2023年2月22日より募集・販売等の事務を開始する予定です。

### (3) 運用の委託先

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
American Century Investment Management, Inc. (アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク)	16,207,000米ドル <sup>*1</sup>	資産運用業務を行なっています。
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド)	4,744,391 <sup>*2</sup>	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

\*1 2021年12月末現在

\*2 2022年9月末現在

## 2 【関係業務の概要】

### (1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### (3) 運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

### (1) 受託者

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 運用の委託先

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

## 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原	尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村	健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水永	真太郎

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型の2022年5月19日から2022年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型の2022年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

湯原 尚

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型の2022年5月19日から2022年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）年2回決算型の2022年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型の2022年5月19日から2022年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジあり）隔月分配型の2022年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型の2022年5月19日から2022年11月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルESGバランスファンド（為替ヘッジなし）隔月分配型の2022年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2022年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財

務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。